

富岡町議会全員協議会日程

日時：令和8年6月12日

時間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（8名）

議 長	堀 本 典 明 君	2 番	辺 見 珠 美 君
3 番	平 山 勉 君	4 番	佐 藤 啓 憲 君
5 番	渡 辺 正 道 君	6 番	高 野 匠 美 君
7 番	宇佐神 幸 一 君	9 番	渡 辺 三 男 君

欠席議員（1名）

1 番 安 藤 正 純 君

欠員議員（1名）

説明のための出席者

町 長	山 本 育 男 君
副 町 長	宮 川 大 志 君
教 育 長	武 内 雅 之 君
参事兼総務課長	猪 狩 力 君
企 画 課 長	畠 山 信 也 君
税 務 課 長	斉 藤 一 宏 君
住 民 課 長	篠 田 明 弘 君
安全対策課長	飯 塚 裕 之 君
農林水産課長	佐 藤 美 津 浩 君
都市整備課長	大 森 研 一 君
生涯学習課長	坂 本 隆 広 君
企画課主幹 兼課長補佐	竹 林 誠 君
都市整備課主幹 兼課長補佐	砂 押 秀 君

企画課課長補佐 兼企画政策係長	阿	部	祥	久	君
税務課課長補佐 兼納税係長	福	島	好	邦	君
都市整備課 市長補佐 兼下水道係長	渡	邊	修	二	君
生涯学習課 課長補佐	三	瓶	秀	文	君
都市整備課主任 兼都市計画係長	小	松	栄	治	君

職務のための出席者

議事 会務局長	遠	藤	博	生	
議副 会主務係長 兼庶務係	杉	本	亜	季	
議庶 会務係主任	黒	木	裕	希	

説明のため出席した者

< 内閣府 >

内閣府原子力 災害現地対策 本部副本部長	佐	野	究	一	郎	君
内閣府原子力 災害現地対策 本部総括班長	宮	部	勝	弘		君
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム企画官	内	山	弘	行		君
内閣府原子力 被災者生活支援 チーム主査	高	木		空		君

< 復興庁 >

復興庁調査・ 調整班参事官	紺	野	博	行		君
復興庁移住・ 環境加速班 参事官	中	村	武	史		君

< 環境省 福島地方環境事務所 >

環境省福島地方 環境事務所所長	名	倉	良	雄		君
--------------------	---	---	---	---	--	---

環境省福島地方
環境事務所次長 細 川 真 宏 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物環境
対策部課長 亀 井 雄 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物環境
対策部専門官 西 田 樹 生 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物場
対策部仮置場長 新 保 雄 太 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物場
対策部専門官 太 田 勲 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部課長 小 福 田 大 輔 君

環境省福島地方
環境事務所環境
再生・廃棄物
対策部対策地域
推進室室長 前 田 知 哉 君

環境省福島地方
環境事務所
浜通り中支所長 岩 屋 照 実 君

環境省福島地方
環境事務所
浜通り中支所長 飯 田 俊 也 君

環境省福島地方
環境事務所
浜通り中支所官 熊 本 洋 治 君

< 福島県 >

福島県避難地域
復興課課長 藤 田 義 行 君

付議事件

1. 除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等について

- 2．帰還困難区域の復興・再生に向けた取組について
- 3．「時の海—東北」プロジェクト応援事業について
- 4．富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 5．フラワーパーク構想計画の基本設計について

その他

開 会 （午前１０時００分）

○議長（堀本典明君） 皆さん、おはようございます。

開会の前に、１番、安藤正純議員より欠席届が出ておりますので、ご報告いたします。

ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は８名であります。欠席議員は１名であります。

説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおり、内閣府原子力災害現地対策本部、佐野副本部長、環境省福島地方環境事務所、名倉所長をはじめ各担当者の皆さん並びに町長、副町長、教育長、そのほか関係課長であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

付議事件に入る前に、町長より全員協議会招集内容の説明とご挨拶をいただきたいと思います。

町長。

○町長（山本育男君） 皆さん、おはようございます。全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しいところ、全員協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、内閣府より原子力災害現地対策本部の佐野副本部長、福島地方環境事務所の名倉所長をはじめ関係機関の皆様にもお忙しい中ご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日の全員協議会の案件は、環境省から、除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明を受けるとともに、町からは、帰還困難区域の復興・再生に向けた取組についての１件、「時の海—東北」プロジェクト応援事業についての１件、６月定例会への提出を予定しております条例の一部改正案件の説明といたしまして、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての１件、フラワーパーク構想計画の基本設計についての１件であります。それぞれの案件につきまして、詳しくは担当課長より説明させますが、環境省からの説明案件も含め、本町の復興、再生を進める上で重要な案件でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございました。

次に、内閣府の佐野副本部長、環境省の名倉所長からそれぞれご挨拶をいただきたいと思います。

なお、発言はお手元のマイクのボタンを押してからお願いいたします。

初めに、佐野副本部長、お願いいたします。

佐野副本部長。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（佐野究一郎君） ただいまご紹介いただきました内閣府の現地対策本部の副本部長をしております佐野と申します。

まず、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故によりまして、１５年が経過いたしましたけれども、多大なご不便、ご迷惑をおかけしておりますことを改めておわびを申し上げます。

本日は、特定帰還居住区域制度の第3回の帰還意向調査、それから営農再開に向けた調査等につきましてご説明をさせていただきます。忌憚ないご意見を賜れればと存じます。

本日はどうかよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

次に、名倉所長、よろしくお願いいたします。

名倉所長。

○環境省福島地方環境事務所所長（名倉良雄君） 環境省福島地方環境事務所長の名倉でございます。

富岡町議会の議員の皆様には、特定帰還居住区域の除染と被災家屋等の解体工事や特定廃棄物埋立処分施設の受入れをはじめ、日頃から環境省の環境再生事業にご理解、ご協力を賜っておりまして、誠にありがとうございます。富岡町の皆様には、東日本大震災、原子力発電所の事故から15年が経過する中で、長きにわたる避難生活など、ご不便やご負担をおかけしていることについて改めておわび申し上げます。環境省としては、富岡町の復興と環境再生に向けて引き続き全力で取り組んでまいります。

本日は、除染、解体工事の進捗状況、仮置場の状況、特定廃棄物埋立処分事業の状況などについてご報告を申し上げます。詳細については、この後各担当者からご説明をいたします。議員の皆様には忌憚のないご意見を賜りたく、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

次に、各自名簿順に所属と名前のみの自己紹介をお願いいたします。

内閣府、復興庁、環境省、福島県の順にお願いいたします。

宮部さん。

○内閣府原子力災害現地対策本部総括班長（宮部勝弘君） 内閣府、宮部でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） 内閣府原子力被災者生活支援チームの内山と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 高木さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム主査（高木 空君） 原子力被災者生活支援チームの高木です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 紺野さん。

○復興庁調査・調整班参事官（紺野博行君） 復興庁の調査・調整班、参事官の紺野と申します。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 中村さん。

○復興庁移住・生環加速班参事官（中村武史君） 復興庁移住・生環加速班、中村と申します。どう

ぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 細川さん。

○環境省福島地方環境事務所次長（細川真宏君） 環境省福島地方環境事務所、次長の細川です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） 福島地方環境事務所、環境再生課長の亀井です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 西田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課専門官（西田樹生君） 環境省福島地方環境事務所、環境再生課の西田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 新保さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 環境省、仮置場対策課長の新保です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 太田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課専門官（太田 勲君） 福島地方環境事務所、仮置場対策課の太田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） 環境省福島地方環境事務所、廃棄物対策課長の小福田と申します。よろしくお願いいたします。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部対策地域内廃棄物処理推進室室長（前田知哉君） 環境省福島地方環境事務所、廃棄物処理推進室長の前田です。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 岩屋さん。

○環境省福島地方環境事務所浜通り中支所支所長（岩屋照実君） 浜通り中支所の支所長をしております岩屋です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 飯田さん。

○環境省福島地方環境事務所浜通り中支所支所長補佐（飯田俊也君） 環境省浜通り中支所の飯田です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 熊本さん。

○環境省福島地方環境事務所浜通り中支所専門官（熊本洋治君） 浜通り中支所、熊本です。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 藤田さん。

○福島県避難地域復興課課長（藤田義行君） 福島県避難地域復興課の藤田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

それでは、付議事件に入ります。付議事件１、除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についての説明をお願いいたします。

なお、説明は着座のままで結構です。

亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） それでは、お手元の資料に基づきまして、順次ご説明いたします。

まず、おめくりいただきまして、除染・解体工事の進捗状況について、１ページからお願いいたします。

２ページに富岡町の特定帰還居住区域の位置図をお示ししております。特定帰還居住区域は、2020年代をかけて帰還意向のある住民の方に帰還いただけるよう、帰還困難区域の復興再生拠点区域外において設定しているものです。富岡町では、令和６年２月に220ヘクタール、この図のピンク色の部分が認定されまして、本年２月に改定されまして緑色の部分が追加されました。現在こちらで除染と家屋の解体を進めております。

おめくりいただきまして３ページを御覧ください。特定帰還居住区域における除染・解体の進捗状況です。上段から、まず工事の発注状況です。令和６年度から毎年度工事を実施してきておりまして、現在実施しておりますのは真ん中の２行目の令和７年度のその２工事です。解体100件、除染90ヘクタールを予定しております。さらに、３行目の令和８年度、その３工事、これを現在入札公告を行っておりまして、工期としては本年の８月からを予定しております。解体40件、除染50ヘクタールを予定しております。これで富岡町で現在申請いただいております家屋の解体、それから特定帰還居住区域に設定しておりますところの除染については、数字上はこれで全て行う計算にしております。今後の状況を踏まえて、柔軟に対応していきたいと思っております。

そして、真ん中の除染工事の進捗状況ですけれども、除染対象面積148ヘクタールに対して、除染に同意をいただいているのが119ヘクタール、80%です。除染中が４月末時点で９ヘクタール、完了したものが73ヘクタールということで、49%、半分は完了しているという状況でございます。

次に、解体工事ですけれども、申請受付202件いただいております。４月末時点で14件が解体中、161件が完了、全体の80%は完了をしております。

現在の状況として下に黄色い枠で２点書いておりますが、１つは、震災、原発事故から15年が経過し、宅地、農地ともに草木が大幅に繁茂しております。これによって、これまでよりも除染の作業量や除染の可燃物の発生量、運搬量が増加をしているという状況でございます。また、除染実施後も線量が比較的高い箇所やご懸念の箇所については、フォローアップ除染を実施しております。

４ページを御覧ください。続いて、富岡町議会からご意見をいただきまして、昨年の11月から進めておりました屋敷林、居久根の除染手法の実証試験についてです。従来の森林除染の仕様である落ち

葉などの堆積物や有機残渣の除去に加えて、根本の除染や表土削り取り、伐採、抜根、覆土といったことを行いまして、線量低減効果などを検証いたしました。

5 ページを御覧ください。右上のグラフで各段階ごとの空間線量の推移をお示ししております。前回、青色の屋敷林 と緑色の屋敷林 について中間報告をさせていただきましたが、その後、黄色の屋敷林 とオレンジの屋敷林 、この2か所を行いましたので、最終的なご報告とさせていただきます。それぞれ場所によって違いはございますけれども、おおむね3番目の表土の削り取りによる線量低減効果が確認できました一方で、6番目の伐採や7番目の抜根による追加的な線量低減は見られなかったということです。

6 ページを御覧ください。屋敷林の除染の実証試験に当たり、どの方向から空間線量に影響を受けているかということ分解して、指向性モニタリングということも行っております。空や屋敷林の樹木の方向、それから宅地の方向と屋敷の地面の方向と3つに分けておりますけれども、各段階を経ても屋敷林、樹木の方向や空の方向、宅地の方向の線量はほとんど変化はありませんでした。一方で、屋敷林の地面の方向の線量については、特に表土削り取りと覆土で線量が低減しました。伐採による追加的な線量低減効果は見られず、抜根、覆土で表土削り取り、覆土と同程度の線量となりました。

一番下に紫色で結果のまとめを整理しております。全体として表土削り取りによる線量低減効果が確認できた一方で、線量低減という意味では伐採や抜根による追加的な効果は見られませんでした。今回様々なケースでのデータが蓄積されましたので、今回の試験で得られた知見や経験を踏まえて、個々の現場の状況に応じて効果的な手法により今後除染を進めてまいります。木の伐採については、土砂の流出や森林機能への影響なども懸念されますので、線量低減のためには行いませんけれども、工事の支障となる木や倒木の危険がある木については、現場の状況に応じて必要な場合は伐採も行ってまいります。

まず、除染、解体については以上です。

○議長（堀本典明君） 新保さん、どうぞ。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部仮置場対策課課長（新保雄太君） 続きまして、仮置場の現状についてご説明させていただきます。

8 ページ目御覧ください。仮置場の状況によって色分けしております、現在先行して進めておりますのが左下の黄色く塗っております深谷地区でございます。深谷2から4と深谷1の旧浜街道西側について先行して進めておりまして、昨年度から撤去、除染工事に取り組んでおりまして、今年度から深谷2、3につきましては原状回復工事と農地としての回復に向けた工事に移行していくといったことを予定しております。その他の仮置場につきましては、除去土壌ですとか廃棄物、何かしらの保管物がある状況となっております。こういったところにつきましても、保管物が解消次第、返地に向けて進めていくわけですが、やはり保管物がある限りは原状回復工事に入っていくことができないといったところで、保管物の早期解消といったところが課題となっております。この点につきましては、廃

棄物の保管物の早期解消のために廃棄物選別場というのを中間貯蔵施設区域内に整備することで、廃棄物の直送といったものを試みる新しい取組を進めておりまして、この後別のスライドにて詳しくご説明させていただきます。

次の９ページ目のスライドをご参照ください。保管物がなくなった後に、いざ原状回復して返地をするまでの大まかなスケジュールのイメージといったことでお示ししております。現在、深谷２、３でいいますと、下の枠の中で撤去工、除染工が終わっておりまして、次の原状回復工に向けて調査設計をしているといったステージまで進んできているところでございます。

次、１０ページ目をご参照ください。令和８年度工事の状況というところでございます。今年度も単年度工事で仮置場復旧工事を発注しておりまして、６月１日に契約を済ませております。今後速やかに工事に移っていきたいと考えております。

また、工事着手に際して、地権者の方々に対しましては、深谷地区を基本的に避難指示解除と同時にセットで返地をさせていただくといったこと、それからなかなかすぐに営農再開、始められるわけではないといったところで、地力回復まで済ませてしまうと雑草等が繁茂してしまうということがありますので、地力回復の手前までで止めさせていただいて、一旦返地をした上で、後ほど必要なタイミングで追加施工させていただくといった考え方をご説明させていただいているところでございます。

また、最後で記載しております圃場ごとの技術的な要因によって最適な原状回復を選択していくといった記載でございますけれども、今原状回復工事の具体的な内容に向けた調査設計をする中で、例えば地盤がもともと軟弱地盤のようなところで、保管物を置いていたところかなり地盤が下がってしまっているといった状況も確認できておりますので、そういったところについてはしっかり環境省で上げさせていただいて、現状に近い状態に戻させていただくと。そういったことも含めて検討した上で、地権者にご説明した上で施工を進めていくといったところでございます。

仮置場関係としては以上です。

○議長（堀本典明君） 小福田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部廃棄物対策課課長（小福田大輔君） それでは、私より特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてご説明いたします。

ページをおめくりいただきまして、１２ページを御覧ください。１２ページは、特定廃棄物埋立処分施設、旧エコテックの輸送、埋立ての実績でございます。残りの埋立て期間１年４か月となっておりましても、残りの期間をしっかりと滞りなく埋立てを続けてまいりたいと考えてございます。

表にこれまでの埋立ての実績をまとめてございます。直近の実績、一番下の表でございますけれども、令和８年度の実績は、４月、５月の実績で１５袋の埋立てを行ってございまして、累計で２９万６,９５７袋の埋立てを行ったところでございます。数自体は、非常に少なくなっておりますけれども、引き続き埋立てを行ってまいります。

おめくりいただきまして、13ページでございます。13ページは、処分場のモニタリングの結果について記載してございます。真ん中のグラフは、敷地境界の空間線量率の推移を表したものでございます。直近の期間で、特段空間線量率については異常は認められてございません。その他河川水の放射能であるとか、その他放流水の水質も定期的に測定を行ってございますけれども、特段異常等は見られてございません。

その次、14ページでございます。先ほど仮置場のパートでも少し話が挙がりましたが、特定廃棄物の選別場への搬出についてご説明したいと思います。現状、富岡町で行われております家屋解体の廃棄物については、町内の仮置場、国有林の仮置場を中心として、一旦仮置場に保管した上で順次搬出を行っているというのが現状でございますけれども、やはりそれが仮置場解消の支障になる可能性が高いということでございますので、今後は今現在、中間貯蔵施設区域内に特定廃棄物の選別場というのを順次造成を行っているところでございまして、そちらに解体で発生した廃棄物を町内の仮置場にストックせずに直接持っていくということを今後進めていきたいと考えてございます。直接持っていくことによって、町内の仮置場を使わなくて済みますので、仮置場の返還ということがなるべく早く進めていけるのではないかと考えてございます。

今後の運営予定でございますけれども、今現在は順次造成を行っているところでございまして、今年度から町内で発生した解体の廃棄物についても、選別場に順次持っていくということを計画してございます。

選別場に持っていくに当たっては、右下に記載しているルート、浜街道を上がって、北上して、戻ってくるときは6号で戻ってくるというルートを考えているところでございます。当然でございますけれども、運搬する際には安全対策ということはしっかりと厳守してまいりたいと考えてございます。

その次、おめくりいただきまして15ページでございます。話は変わりまして、座礁船の解体撤去についてご説明をいたします。こちらの座礁船は、富岡漁港の北側、ちょうど富岡川の河口の北側の部分に漂着している投石船でございます。大きさが大体25メートル、7メートル、高さ3メートル弱といったサイズのものでございます。

そもそもこれがなぜやということでもありますけれども、もともといわき市の民間の会社の所属のものであったのですけれども、こちら東日本大震災直後の津波の影響で一旦第二原発に漂着した後に再度漂流して、2011年の4月に現在ある場所に漂着したものでございます。その後、この船をめぐる、係争と書いてあるのですけれども、裁判等が行われていた状況でございまして、手がつけれないといった状態だったのですけれども、昨年の夏頃に町役場から福島県を通じて環境省にこれ撤去できないかというような相談がございまして、環境省の中で状況の整理も含めて検討を行った結果、環境省で特定廃棄物として解体撤去を行う方向で検討を進めるということになってございます。とはいっても、場所が場所ということでもございますので、まずは今年度、座礁船の解体撤去に向けた測量であるとか調査設計というのを実施していきたいと考えてございます。ですので、実際の撤去について

は来年度以降になるかなということを想定してございます。現地での測量調査であるとか、あるいは実際のその後の解体撤去に当たっては、ご地元の皆様にご迷惑をおかけしないように、しっかりと周辺環境に配慮し、ご地元にもしっかりとご説明しながら、実施してまいりたいと考えてございます。

最後、16ページでございます。リプルンふくしまの直近の状況のご報告でございます。こちらのページで直近のリプルンで開催したイベント等についてご紹介をさせていただいてございます。なお、来館者数、累計9万7,139名ということになってございまして、いよいよ10万人が近づいてまいりましたので、引き続き運営を行って、より多くの方に来館いただけるように運営を続けてまいりたいと考えてございます。

環境省の資料の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございますか。

2番議員。

○2番（辺見珠美君） ご説明ありがとうございます。

私が聞きたいと思ったのが、屋敷林、居久根の実証試験の話についてお聞きしたいのですけれども、今回、屋敷林 から まであったと思うのですけれども、そちらは4か所ということだと認識してよろしいでしょうかというのと、屋敷林の木の種類というのは針葉樹だったのかというのを伺いたいと思いました。落葉樹だと落ち葉によって樹木が放射性物質を吸い上げるということを聞いていたので、針葉樹だとあんまり葉っぱが落ちないから、そんなに木が吸っていないのではないかと、木の種類を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ご質問ありがとうございます。

まず、木の箇所数については、別々の場所で4か所で行ったということでございます。

木の種類については、場所によって異なるのですが、基本的には屋敷林、居久根ですので、針葉樹でございます。ただし、場所によっては針葉樹の中に広葉樹が数本入っているというような場所もございました。ただ、いずれにしても、今回の指向性モニタリングということで、どの方向から空間線量が来ているかということも見ておりますけれども、木そのものの方向からは空間線量への影響はほとんどないということで、一方で、木の根元、土の方向、要するに15年たって、かなり放射性セシウムが土に移行しているということも分かっておりますので、こういった木そのものよりも、表土のところでの除染が効果的だったという結果が得られたものと理解しております。

○議長（堀本典明君） 2番議員。

○2番（辺見珠美君） 分かりました。では、木の種類はあんまり関係ないということでよかったで

すか。

○議長（堀本典明君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） 大きな傾向としては、木そのものよりも土の方向にあったということが今回の実証試験の結果でございます。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問はございませんか。

7 番議員。

○7 番（宇佐神幸一君） 2 点ほど。

1 点目は、一応除染という形で関連するのでお話しするのですが、この前、委員会の中でも町の、今のこの地区ではなく、本岡、赤木地区の登山道の整備を報告いただきました。ただ、この整備についても、やはり登山道ですから、森林の中を歩くような形になるので、実際にまず役場から、これからしたいという状況からなので、極端なことは出ていませんが、相談受けているのか、また受けていないのであれば、はっきり言えば前向きに除染というものを考えていただきたいと私は思うのですけれども、役場の担当課と話していただくとか、そういうのはできるのですか。

あともう一点。これリサイクルという立場で考えていくと、他町村になりますけれども、リサイクル土の活用で、皆さんに見ていただくという施設を造っているらしいのですが、ただ状況的に、飯舘村かな、反響というか、実際に私たちの町から出た土でもありますので、何かそういう面の反響等ありましたら、ご報告いただけるのであれば参考までに聞きたいのですが、この2点教えてください。

○議長（堀本典明君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ご質問ありがとうございます。

まず、避難指示解除済みの登山道の話については、町からもそういったお話はお聞きしております。ですので、既に避難指示が解除されている区域ではありますが、実際にその線の量がどういった状況かといったことを調査をしたり、その調査結果を踏まえて対応を考えていく、そういったことになっていくかと思っておりますので、今後も町とよくお話をしていきたいと思っております。

それから、2 点目の土の再生利用ということについては、ご指摘の飯舘村でも実証を行っておりますし、県外でも官邸や関係省庁で中間貯蔵施設に一旦搬入した除去土壌の再生利用についての実証を始めているところでございます。中間貯蔵開始後30年という、最終処分に向けて、再生利用についてもそのように徐々に実証を進めているところでございますので、今後ともそういった取組を続けていきたいと思っております。

○議長（堀本典明君） 7 番議員。

○7 番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。分かりました。

ただ、1 点目については、基本的に登山道でありまして、実際に道路と違って木が近接しているとか、密接している状況でありますので、一般的な除染もそうかもしれませんが、ある程度使う方

も、町民以外の方も来て利用される方がいるという状況を考えると、極力除染というものを認識していただいて、町の意向ももちろん重視していただいてやっていただきたいと思います。

それともう一つは、リサイクルされている場所についても、報告下さいとは言わないですが、何分私たちの町から出た土でもありますので、定期的にそういう面でこう利用していますというのも報告いただくと私たちの知識も深まると思うのですが、そのようにしてもらえますか。

○議長（堀本典明君） 亀井さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部環境再生課課長（亀井 雄君） ありがとうございます。

登山道の件は、現場の状況次第かと思いますが、そこはまずはしっかり現場の状況を把握するというのが第一歩かなと思っております。引き続きよろしくお願いします。

再生利用について、何回か前の全員協議会で一度ご報告させていただいたと思いますけれども、また適切なタイミングで状況についてはご報告させていただくことを考えていきたいと思います。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

3 番議員。

○3 番（平山 勉君） 船の解体についてお聞きします。

これ解体されるのは、もう致し方ないと思うのですが、震災遺産、あるいは伝承という意味での価値が分かった上での解体と、分からないで解体するのでは意味が違ってくると思うので、県立博物館の専門家の方とか、あるいは住民の声とか集まっているので、一旦そういうのを見てほしいなど、どれぐらいの価値があるのかとか。インドネシアでは、そういう津波で流されて打ち上がった船を住民の意見で解体に反対されたという事例もあったりするので、ただ解体するのではなくて、意味も分かった上での解体というところをお願いしたいと思います。多分生涯学習課から何かあるかと思うのですが、後日かな。

以上です。

○議長（堀本典明君） 前田さん。

○環境省福島地方環境事務所環境再生・廃棄物対策部対策地域内廃棄物処理推進室室長（前田知哉君） ありがとうございます。

座礁船の解体については、富岡町役場とも解体の今後の調整についてはお話をしておりまして、そうしたお声についても町役場からもいただいておりますので、そうした町役場からの丁寧な意見交換、あとは住民の方々からの意見も踏まえまして、今後の撤去についてはいろいろ工程を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 宮川副町長。

○副町長（宮川大志君） 町からも答弁をさせていただきたいと思います。

まず、座礁船でございますが、確かに震災の遺構といえますか、そういった側面もあるかなと思っ

てございますが、恐らくこれは人によって考え方というか、見方はまちまちなのかなと思っておりますし、町としてその一つ一つを何か否定したりとか、そういったことは考えてはおりません。一方で、15年たって、町としてはやはりこのものについては、例えば油漏れとか目に見える危険というのも、そこをまずは優先で考えないといけないかなと考えております。逆に言うと、15年このまま放置といえますか、手をつけられなかったというところも事実かなと思っています。民民の権利関係というのが、解決といえますか、一段落ついたと聞いておりますので、今であれば国、環境省で撤去していただけると。仮にこれを少し置いておくと、もしかしたら何か目に見えた危険ができたときに、町でそれはやらざるを得ないとなると、かなりの金額もかかってくるのかなと思ってございます。そういう意味で、町としてはそういった背景も踏まえまして、まずは環境省に解体のお願いをしたというような経緯でございます。スタンスとしてはそのような形で考えております。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか質問ございませんか。

9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） 除染解体も順調に進んでいるようで、令和8年度、今年度、その3工事で発注予定が解体40件、除染が50ヘクタールということで、大分残りも少なくなっているのかなと思うのですが、こういう状況の中で、もちろん地域としては全域除染うたっているし、町も強く全域除染を要望しているはずなのです。内閣府、復興庁ありますので、その辺どのように国にまで伝わっているのか。当然国の機関ですから、皆さんには伝わっているから国に伝わっていますよということになるかと思うのですが、やはり富岡町は面積少ないがために、一部分であっても残ることによってマイナスがかなりあるのです。特に小良ヶ浜地区、深谷地区に関しては、もう15年が過ぎているということで、戻る人に拍車をかけるためには、今まで例にないようなことをやらしてもらわないと、小良ヶ浜、深谷地区先頭切って全域除染していますよと、富岡町全体全域除染しますよと考える時期が来ているのではないかなと思うのです。実際農地の除染してもらっても、農地を復旧してもらっても、山から流れてくるセシウムとか、そういうのがあれば後からまた田んぼに影響も出てくるということで、復興庁と内閣府でどのように考えているのか、その辺お聞かせいただければありがたいと思います。

○議長（堀本典明君） 内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご指摘ありがとうございます。

まず、富岡町、あるいは議会の皆様からの全域除染といったお声、ご要望につきましては、これまで要望活動で本庁にも来ていただいて、閣僚にも会っていただいているかと思っておりますし、我々がこの議会でいただくお声についても、当然上層部には報告を都度してございます。その上で、我々政府としての最終的な目標というか、将来的には帰還困難区域の全域の避難指示解除、これが目標としてございます。ただ、ご案内のとおり、今15年以上も経過してしまっている中で、まずは住民に一

刻も早く帰還をしていただくために、今この特定帰還居住区域という制度の下で除染、あるいはインフラ整備、それから帰還に向けた取組というのを今鋭意行っているという状況でございます。その上で、今後住民帰還に向けてより一層拍車をかけていくといったお話あったかと思えます。非常に重要なところかと思えます。この後ご説明させていただく、次なる意向調査ですとか、あるいは営農再開に向けた調査、こういったことを通じて、住民帰還に向けた機運をぜひ高めていきながら、少しでも住民の皆様が前向きに対応できるようにということで考えてございます。

また、農地復旧してもまた山から流れてくるといったようなことあるかと思えます。そういったことに関しましては、現場の状況も確認をしながら、環境省とも連携をしながら、どういったことができるかも含めて、しっかりと政府として対応していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくをお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） ありがとうございます。

私思うには、冒頭で言った解体件数50件、除染50ヘクタール、今申込みが済んでいる物件かな、こういう状況になって、恐らく今の数字であれば、やるとすれば1年で大体終わる数字なのかなと思うのです。こういうものを全部やり終わってから考えたのでは遅いと思うのです。意向調査も、これは非常に大切な手法です。ただ、今日に見えるものを目で見えて頭で考えた場合に、あの状態では戻れないでしょうという答えが多いのです。だから、復興庁、内閣府がもう一步踏み込んで、では全域除染しますよと、今やっている特定居住区域の除染が終わったら、それに引き続きやっていきますよというような言葉を早く出してくれないと、時間が過ぎていくばかりで、もう気持ちも弱まっていくばかりで、帰る意思がなくなってくるのです。そういうことが意向調査に反映しているのです。だから、悪い反映なのです、いい反映ではなくて。だから、少し希望を持たせるようなことを決めて、発してもらわないと、なかなか戻る気持ちにはなれないのです。だから、もう一步も二歩も進んで、前を行って、そういう希望を持たせるような政策を組んでいただきたいというのが私の意向なのですが、特定帰還居住区域も、もちろん戻る人の解体除染はしますよ、戻る人の農地も全部除染しますよ、もう最初の頃から見ると、二歩も三歩も前に進んでいることは私も認めていますので、ぜひそういうことで前に二歩でも三歩でも進んでもらいたいと思うのですが、佐野さん、どうでしょう。佐野さんここ長いですから、よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 佐野さん、どうぞ。

○内閣府原子力災害現地対策本部副本部長（佐野究一郎君） いただいたご指摘については、先ほど内山から申し述べましたけれども、山本町長からも随時要望をいただいております、我々としても真摯に受け止めているところでございます。他方で、先ほど内山から申し上げたように、今の方針としては、将来的に全ての避難指示解除を目指して、責任を持って取り組んでいくということでありますけれども、今の特定帰還居住区域制度をしっかりと活用しながら進めていくということでございまし

て、今回後ほどご説明をさせていただきます第3回の帰還意向調査に加えまして、営農についても柔軟に対応していくということにしておりますので、まずはそこをしっかりとやらさせていただいて、考えていくということであると考えております。いただいたご指摘については、これは残された課題と復興庁でも言うておりますけれども、そこをしっかりと今後残された重要な検討課題として引き続き検討していくということでございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

おっしゃっていること理解はできるのです。将来的には全面解除したいという国の方針、十分理解はできるのです。ただ、将来的に全面的な解除を考えているのであれば、今やりますよという答え出れば、地域の人たちは希望が持てるのです。その希望が全く持てないと。いつ解除されるか分からない、最終的に山やってもらえるのか、山やってもらえなかったら当然帰れないだろうと、そういう悪い考えしか出てこないのです。それが将来的にやれるように努力してもらおうとすれば、やりますよという言葉出ると、将来的につくのでは、もう全然違うのです。その辺をぜひ今後一日も早くそういう言葉出せるように努力していただきたいと。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 要望でよろしいですか。

○9番（渡辺三男君） いいです。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件1、除染・解体工事、仮置場及び特定廃棄物埋立処分事業の状況等についてを終わります。

説明者入替えのため、暫時休議いたします。

休 議 （午前10時42分）

再 開 （午前10時43分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件2、帰還困難区域の復興・再生に向けた取組についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（畠山信也君） それでは、ご説明をさせていただきます。

町は、帰還困難区域の復興・再生に向けまして、今ほどもご意見いただきましたけれども、2つの視点で取組を進めてございます。1つ目として、特定帰還居住区域の対象外となっている区域につきまして、国に対して地元の意向を十分に踏まえた具体方針を早急に明示することを求めています。

今後もより一層強く求めてまいる考えでございます。それと並行しまして、2つ目としまして、現行制度の中で避難指示解除が可能となる区域を少しでも拡大するという取組を実施していきたいと思っております。本日は、2つ目で申し上げたことについて、現行制度の中での区域拡大に向けた取組についてご説明を申し上げます。

それでは、資料2—1を御覧いただきたいと思います。資料中段、左側に記載のとおり、第3回帰還意向調査と営農再開に向けた調査を行います。

調査の趣旨、目的は、地域住民の皆様の帰還に対するお考えや営農再開に関する意向を確認し、現行制度の中で可能な限り広い特定帰還居住区域の拡大につなげていくものでございます。

調査の対象ですが、第3回帰還意向調査については、第1回、それから第2回の調査で帰還意向をお示しにならなかった世帯です。数字を申し上げます。保留が39世帯、帰還意向なしが50世帯、未回答が50世帯、合計139世帯が対象となります。営農再開に向けた調査につきましては、全世帯244世帯を対象といたします。

調査の期間につきましては、お盆の時期にご家族、親族の間に話し合っていただく機会を設けるため、7月から10月末までと予定してございます。

こちら2つの調査につきましては、私からの説明の後、内閣府から詳細な説明があります。

次に、資料右側、第8回意見交換会を開催いたします。7月4日土曜日午前10時から富岡会場、午後2時からいわき会場、5日日曜日午前10時から郡山会場と、2日間3会場での開催となります。

意見交換会では、環境省から特定帰還居住区域における除染や解体等の進捗状況及び今後の予定について、役場企画課及び内閣府から第3回帰還意向調査と営農再開に向けた調査についてご説明をいたしまして、その後、意見交換を行う予定としてございます。

続いて、資料の下段、今後のおおむねの予定について申し上げます。7月から10月にかけて意向調査を実施いたします。同時に、8月からは調査結果を踏まえた追加区域の検討及び国との協議も開始いたします。秋には、今回営農再開に向けた調査も行いますので、営農に関する座談会を開催し、地域住民の皆様の営農再開に向けた課題や要望をお伺いいたします。そして、現段階においては、今年度内を目標として、これらの調査、協議の結果を踏まえた追加区域設定案をご説明できるように進めてまいりたいと考えてございます。

町としましては、国への要望と現行制度の活用を両立させながら、帰還を希望される住民の皆様が一日でも早く帰還できるよう、関係機関とともに取り組んでまいりますので、引き続き議会の皆様のご支援とご協力をいただきますようお願いをいたします。

町の説明は以上となります。

続きまして、内閣府から説明させていただきます。

○議長（堀本典明君） 内山さん、お願いします。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） それでは、続きまして内閣府から説明

させていただきます。

お手元の資料、全員協議会資料2—2という資料を御覧ください。第3回帰還意向調査及び営農再開に向けた調査の実施についてというものでございます。先ほど町から説明いただいたとおりでございますけれども、まず趣旨、目的についてです。調査は、2つの調査を行うこととしておりますが、まず第3回目の帰還意向調査につきましては、これまで実施した帰還意向調査において、帰還の意向についてご判断できなかった住民の皆様に対して、改めて調査を実施してご意向をお伺いするものでございます。政府としては、複数回にわたり帰還の意向をお示しできない住民の方にもお伺いするというものとしておりますので、今回第3回目を実施をさせていただくこととした次第でございます。

それから、(2) 営農再開に向けた調査ということでございます。こちら特定帰還居住区域における営農再開に関しましては、政府で対応を協議をしておりましたけれども、帰還後に営農再開をご希望の住民の皆様が円滑に営農再開できるように、必要な農地、それから水利施設、これらの除染、復旧整備、その後の支援も含めて取り組むということで国が方針を整理したものでございます。したがって、帰還されるご意向のある住民の皆様に対して、事故前に耕作していた農地がどちらなのかとか、使っていた水利施設がどこかといったようなところ、それから現時点での営農意向の確認も含めて調査をさせていただきます。営農再開に必要な環境整備に取り組むものということでございます。これらの調査を踏まえた上で、特定帰還居住区域の見直し等について町と協議をさせていただきながら進めていくと考えてございます。

2番目の調査対象、項目についてです。まず、第3回目の帰還意向調査につきましては、先ほど町からの説明のとおり、第1回、第2回目の帰還意向調査について、帰還意向ありとご回答いただいた世帯以外の世帯でございます。すなわち帰還意向なし、保留、あるいは回答をいただけなかった世帯の方々でございます。調査項目につきましては、お名前、ご連絡先、帰還のご意向、ご自宅の権利者等々についてお伺いする予定でございます。これは第1回目、第2回目の帰還意向調査と同等としております。

それから、(2)の営農再開に向けた調査でございますが、こちらの調査対象は帰還意向調査の対象の全世帯という形にしてございます。調査項目につきましては、現段階での営農の再開のご意向、それから事故前の工作物、あるいは農地の地番、地目、面積、お分かりになる範囲でお書きいただくという想定でございます。また、利用していた水利施設、あるいはその管理に関する情報、そして今後の農地管理のご意向、ご自身で耕作されたいか、あるいは誰かに貸出し、委託をしたいか、あるいはお譲りしたいか、そういったようなところをお伺いしたいということで考えてございます。

実際、調査書に関しましては、こちら全協資料の右肩2—3、2—4ございまして、これがそれぞれ調査書になってございます。簡単にご説明いたしますけれども、右肩2—3が調査書に関して、帰還意向調査と、それから営農再開に向けた調査をまとめて実施をさせていただくものとなってございますが、こちらは帰還意向について、これまで帰還意向をお示しいただけなかった世帯の方々向けの

ものでございます。したがいまして、帰還意向調査を実施をさせていただくとともに、営農再開についても伺いするという形で、2つの調査をまとめて実施をさせていただくということとしてございます。それから、右肩2—4の資料については、こちら既に過去の帰還意向調査で帰還意向ありと明示をいただいた皆様に対して行うものでございまして、こちら営農再開に向けた調査に特化をしたものということになってございます。詳細は、別途御覧いただければと存じます。

また資料2—2に戻りまして、今後の流れですけれども、まず調査につきましては、先ほど町から説明のとおり、令和8年7月から進めていきたいと考えております。それから、秋口、10月末に調査を締め切った上で、その結果を踏まえて、営農再開に必要な農地、それから水利施設、そういったところを整理をした上で、住民の皆様との座談会、協議を経て、第3回目の帰還意向調査の結果も含めて特定帰還居住区域の見直し、こういったところに進めさせていただければと考えてございます。

説明は以上になります。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4番議員。

○4番（佐藤啓恵君） ご説明ありがとうございます。

営農再開の件で1つ質問させていただきますけれども、これまで富岡町としては、段階的に富岡地区と夜の森地区と帰還して、営農再開ということで栽培も引き続きやっているところなのですが、これまで実際に営農再開した方が問題点となっているような部分、そういうところについてもぜひ意見交換会の中で引き続き議論したり、あとは実際に営農再開されてからのそういったところの要望なんかも引き続き考慮していただきたいと思いますと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） お答えを申し上げます。

まず、今回こちらの資料の中でお示しをさせていただいた営農再開に関する座談会につきましては、あくまでも居住区域を増やすための取組として地元の方に集まっていただくという座談会をしたいと考えてございます。営農再開、自分でするだけではなくて、例えば農地を貸したい人とかもいると思いますので、そういった意向も踏まえながら、区域拡大に向けて進めていきたいと思っております。

別途農業に関しては、農林水産課からお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤美津浩君） 既に解除されている農地関係については、営農を進めていただいているところであります。いろいろな課題というところなのですが、営農をしていく上で水利の確保ですとか、あと水はけが悪いとか、そういったところで、農家の意見聞きながら、基盤整備とか、あと水利施設の改修ですとか、そういったのを今進めているところでございます。町だけではなくて、土地改良区なんかも農家と常にやり取りしておりますので、そこでいろいろご要望等お聞きし

ながら、改善できるところは改善していているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございませんか。

2 番議員。

○2 番（辺見珠美君） ご説明ありがとうございます。

資料2—3と資料2—4の暫定版って書いてあるのですけれども、これはこのまま、率直に感じたことを申し上げると、すごく見にくいなと思ったのです。文字が太字で全部書いてあって、すごく圧が強くて見にくいなって思ってしまった。未回答の方が50世帯もいるということをお伺いしまして、もしかしたらもっと見やすいアンケートに変えたほうがいいのではないかと思います。率直に感じたのが、私だったら回答面倒くさいと思ってしまうように感じたので、もう少しそこら辺の工夫をしていただけるとありがたいなと思いましたというのをお伝えしたいと思いました。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 率直なご意見ありがとうございます。

未回答が50世帯ということで、全体の20%ぐらいになっていますので、ここの回答率をいかに上げていくのがポイントだと思ってございます。例えばなのですけれども、2—3の14ページに農地の所在地を書いてくださいとなっていますが、世代が替わったこともあって、番地なんて分からないという方もいらっしゃると思ひまして、そこには地図を同封して、地図に丸つけてもらうようなことも内閣府と協議して進めてございます。いただいた意見も踏まえて、見やすい回答表にしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。大丈夫ですか。

9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） 営農に関しては、いろんな部署からいろんな補助金が出ていますので、多分やる意欲のある人もいるのかなと思うのですが、今まで解除した地区に関しては割かし、当初一番早いところでは7年目ですか、最近になって夜の森解除して3年目を迎えているのですか、やる意欲のある人もいっぱいいますので、有望な農業者も出てくるのかなと思うのですが、一番私問題視しなくてはならないと思っているのは、今いろんな補助金、菜の花、菜種とかタマネギ、小麦、いろんなものを補助金いただいてやっていますが、富岡町以外からも、いわき市とかあの辺からも農業法人が参入してきて、本当にちっちゃな田んぼも耕作しているというような状況です。補助金は、一生出るのではなくて、多分限度があると思うのです。補助金なくなったらどうだということ、そういうことまで調査項目に入れて調査していかないと、補助金なくなった時点でみんな作付やめるような状況が生まれるのではないかなと思って私は心配しているのです。そうなった場合には、小良ヶ浜、深谷なんかはもう真っ先にそういう状況が生まれると思うのです。そういうことも調査内容に含めていただきたいと。

あとは、無回答の50人、約20%ですか、この無回答は意思としては、もう全く興味持っていないと、戻る気もないと、多分そういう考えだと思うのだ。ただ、町としては一人でも二人でも、範囲を広げてもらうために努力してもらわなくてはならないし、我々も口コミでやっぱり皆さんに訴えていかななくてはならないなと思っていますので、ぜひその辺を執行部で努力していただければありがたいと思います。

○議長（堀本典明君） 内山さん、どうぞ。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） 貴重なご指摘ありがとうございます。内閣府支援チームの内山でございます。

ご指摘いただきました調査内容につきまして、補助金の活用の見通しというか、そういったご指摘いただいたかと思っております。町ともご相談させていただく中で、住民の方が今後帰還して営農再開をしていく上で、支援策についても活用がある程度分かるような形にしたほうがよいだろうとご指摘もございまして、資料、例えば2—3を御覧いただきますと、調査の概要のところに、細かくは書いていませんけれども、支援策の活用というところの注書き、本調査の概要の途中の注書きで、明朝体で水利施設の復旧整備ですとか、荒廃防止のための草刈り、地力回復、被害防止のための電気柵の設置等、こういったご支援を申し上げるという点については触れさせていただいております。現時点において補助金がいつまでご支援申し上げられるのかといったようなところは、これはいわゆる農林水産省ですとか復興庁、あるいは財政当局と協議が必要になってくるところでございますので、そういったところまで含めてそのご意見を受け止めるところはなかなか難しいところあるのかなと思うのですが、もしそういったご懸念がある場合には、この調査書の中で申し上げれば、例えばその他ご意見のところにお書きいただくといったようなことも含めて、何らか住民の方の意見を吸い上げられるようにと思っております。今現状、一番後ろおめくりいただきまして、16ページに除染後直ちに営農作業に取りかけられるのか知りたいというのを記載例に書いてございますけれども、一応そういった補助金に関してご意見も書けるような形で、例えば例示を増やすとか、そういった工夫を考えたいと思いますので、そういった形でよろしく願います。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 私から2つ目についてお答えを申し上げます。

先ほどのご質問にもありましたとおり、未回答の回答率をいかに上げていくかというところがポイントかと思っております。そういった中で、前回の第2回帰還意向調査のときは、居住区域に入っていない方のところの個別訪問をして、そういう町の方針なら協力すると言っていた方方もいました。そういったコツコツと努力を積み重ねて、一人でも多くの方に回答していただけるように努めてまいります。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

やはりアンケート調査も重要ですが、最終的に農地が復旧して、その農地を耕作していけるかどうか、採算の面です。冒頭でも言ったように、いろんな補助金出ていますから、最初始まる時はいいのです、機械の補助でも何でも出ていますから。ただ、5年、10年たってそういうものが出なくなると、そのまま耕作していったら採算取れなくなるというような状況が生まれれば、当然手を挙げる人がいなくなってしまいますので。私いろんな人にそういう話聞くのですが、大半、8割の人は補助金なくなったら到底採算取れないからもうやらないよと、そういう言葉が出てくるのです。だから、そういう農業であってはいけないと思うのです。せっかく除染して、農地もきちっと整備して始まるわけですから、将来の見えるような農業にするにはどうするのだということで考えていかないと、そういうアンケートが一番私は重要なのかなと思いますので、そっちの方向までアンケートを伸ばしてやっていただければありがたいと。ただ、アンケートの中で、米だったら収穫量このくらいでこのくらいの値段になるから、いろんなもの、肥料だ、人件費だ含んでもこのくらいでできるから、何とかうまくやれば採算取れますよとか、そういう中身まで入れないと、なかなか我々で計算できないですから、そういう密の細かいアンケートを取っていかないと、復旧しても草生やしても元の木阿弥になるような状況が生まれたのでは困りますので、ぜひ緻密なアンケートを今後お願いしたいと思います。

○議長（堀本典明君） 内山さん。

○内閣府原子力被災者生活支援チーム企画官（内山弘行君） ご指摘ありがとうございます。

ご指摘いただいた点は、非常に重要な観点だと思っておりますし、住民の皆様が今後営農再開をしっかり進めていく上で、まさに検討していく必要な事項だと考えてございます。一方で、今やっぱり現時点においても、帰還のまだ見通しについて住民の皆様にお示ししていない中でのアンケートという形にもなりますところ、具体的にどこの農地でどれくらいの収量のものを、あるいはどういった工作物をつくっていくかといったところ、まだお考えできないところもかなりあるのかなと思います。したがって、意向調査も現段階でのご意向ということをお伺いさせていただくということでございまして、これの調査結果のとおりにはやらなければならないという性質のものではございません。なので、まず営農をしていく上での環境を、農地除染はするとしていても、必要な水利施設がまだ帰還困難区域にあるとか、そういったようなことがないように、営農したいときにいつでも営農再開できるような環境をまず整えることが重要でございますので、まずそこに焦点を絞って確認をさせていただいた上で、帰還したら営農ができるような環境になっている、では実際に何を作ろうかというのは今後考えていこうかという形にまず持っていければと。まだ前の段階ではないかと思しますので、まずその環境整備のための調査ということで住民の皆さんにはお伺いさせていただければと思ってございます。

○議長（堀本典明君） 企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 私から、全体的な話になってしまいますけれども、営農はもちろんです。営農のそのほかのことにつきましても、復興財源というのはとても我々にとっても大事なものだと思っております。第3期中はもちろんですが、第3期以降にわたっても財源を十分に確保するように国に対しては要望し続けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

宮部さんの言うとおりのかなと思うのですが、立派な回答で、解除されている地区でも水来ていないところはいっぱいあるのです、水路整備に着手していない場所。今タマネギとかキャベツとか、畑に植えるものを植えている部分いっぱいありますので、そこには水来ていなくてはならないのかといったら、水要らないですから、それは必要ないと思うのですが、本来であれば多分米作りが一番収量上がるのかなと私思うのです。思っても、水来ていなかったら米作りなんかできないわけですから、だから富岡町全体が水の便がよくなるのかということが私不信感持っているのです。だから、そういうところをぜひ執行部と協議しながら、いち早く水利面でも、農地ですから、やはり農地の脇の側溝に水来ていないというのはおかしいのです。そういうことをぜひ緻密な協議でやっていただければありがたいと思います。

○議長（堀本典明君） 要望でよろしいですか。

○9番（渡辺三男君） 要望でいいです。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないようですので、以上で質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件2、帰還困難区域の復興・再生に向けた取組についてを終わります。
11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前11時07分）

再 開 （午前11時15分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

次に、付議事件3、「時の海—東北」プロジェクト応援事業についての説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（畠山信也君） 続きまして、「時の海—東北」プロジェクト応援事業についてご説明を申し上げます。

本プロジェクトは、東日本大震災の犠牲者への鎮魂、震災の記憶の継承や未来を共につくることを

目的としたアートプロジェクトでございます。本町に美術館を整備することを目指して準備が進められているところでございます。町としましては、このプロジェクトが第三次富岡町災害復興計画に掲げます震災の記憶の継承、文化芸術の振興、富岡駅前を中心としたにぎわいの創出に資する取組であり、町の復興施策と整合するものと捉えてございます。このことから、企業版ふるさと納税による寄附金を活用いたしまして、町としてこのプロジェクト及び美術館建設に向けた機運醸成を応援してまいりたいと考えてございます。

詳細については、竹林主幹より説明いたします。

○議長（堀本典明君） 主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（竹林 誠君） それでは、「時の海—東北」プロジェクト応援事業について、全員協議会資料3—1を用いてご説明いたします。

まず、冒頭に記載をしておりますのが町の方向性でございます。町としましては、企業版ふるさと納税による寄附金を活用し、第三次災害復興計画に資する取組として、「時の海—東北」プロジェクト及び町内の美術館建設に向けた機運醸成を応援するという方向性の下、進めていきたいと考えております。

では、資料左上、1を御覧ください。「時の海—東北」プロジェクトについてでございます。「時の海—東北」プロジェクトは、現代美術家の宮島達男氏が東北に思いを寄せる3,000人と共同して作品を制作するアートプロジェクトでございます。制作した作品は、美術館に恒久設置することとして、候補地となる東北沿岸部を巡られた結果、本町をその設置場所に定めていただきました。現在は、その場所に美術館の開館を目指して準備が進められております。なお、開館の時期については、当初令和9年の開館を目指しておりましたが、資材高騰等の影響によりまして、令和11年の開館として調整が進められております。美術館は、名称を時の海東北美術館とし、展示室のほかにも、コミュニティスペースやカフェなどのイベントスペースなどが設置される予定であります。直近では、写真のように駐車場の整備が完了したところです。「時の海—東北」プロジェクトは、コンセプトにコミュニティと共に作る美術館を掲げておりまして、町や地域住民と関係性を育むことを大切にされながら、現在も積極的に活動を展開されております。

資料左下、2を御覧ください。今回の応援事業の概要でございます。「時の海—東北」プロジェクトは、美術館建設をきっかけとして、子供から大人までを対象としたワークショップの開催など、アートや文化活動を軸とした文化芸術の振興に加えて、宮島氏は香川県直島町、家プロジェクトの第1弾を手がけ、年間100人だった観光客を100万人にまで押し上げた実績があり、世界的に高い評価を得る宮島氏が進める美術館建設は、富岡駅前周辺エリアを含めたにぎわいづくり、ひいては町内全体への波及効果が期待されるものと考えております。これらは、第三次災害復興計画に基づいて町が進めている生涯学習、スポーツ、文化芸術の振興や富岡駅前を中心としたにぎわいの創出等の施策と整合するプロジェクトであります。美術館建設に向けて、現在「時の海—東北」プロジェクトが自ら行っ

ている資金支援や町の情報発信など、町としても各課が連携をして事業を展開することにより、美術館建設に向けた機運醸成を応援し、町内全体のにぎわい創出を加速化していきたいと考えております。

資料右上、3に応援事業の取組例を挙げております。1つ目は、JR富岡駅前を含む美術館周辺の環境の維持、整備の応援による美術館周辺の活性化。2つ目は、町民等への機運醸成のためのイベントの企画等を応援する美術館情報発信の推進。3つ目は、美術館建設のための費用確保に向けた取組を応援するための美術館建設の応援でございます。こちらは、あくまで取組例でございますので、方向性のご了解をいただいた後、町としての実施内容を調整していきたいと考えております。

資料右下、4に本事業の財源の整理を記載しております。冒頭申し上げたとおり、企業版ふるさと納税による寄附金を財源と考えております。企業からの寄附金の活用となることから、町の一般財源の新たな充当は予定しておりません。地方公共団体は、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることで企業版ふるさと納税等の財源、金融等の支援措置を活用することができます。当町では、昨年11月、地域再生計画の認定を受け、企業版ふるさと納税を受ける体制が整っております。

参考としまして、全員協議会資料3—2を御覧ください。地域再生計画の抜粋版を添付しております。1ページ、5—2の5事業が寄附対象の事業となりますが、こちらは第三次富岡町災害復興計画に基づく事業であります。本応援事業の推進に当たっては、裏面、のイ、こどもも大人も共に学び・育ち、文化が育まれる事業のうち、文化芸術に親しめる機会や場の充実等の本プロジェクトへの寄附を活用して事業を実施していくこととなります。

制度的な説明をしますと、企業版ふるさと納税とはの2つ目に記載をしておりますが、資料3—1にお戻りください。地方公共団体は、寄附法人に対してその代償として経済的な利益を供与することは禁止されているものの、法人からの寄附を民間企業のプロジェクトに充当することは禁止されております。資料記載の愛媛県今治市や、記載はございませんが、いわき市において類似事例での活用を確認しております。いずれにしましても、寄附金の活用に当たっては、地域再生計画に位置づけられた地方創生に資する事業として公共性を確保することと、寄附企業に対して寄附の代償として経済的な利益を供与することがないよう、制度を遵守しながら進めていきたいと考えております。

最後に、資料下段に今後のおおむねの工程を記載しております。まずは、庁内各課室と応援事業の内容についての調整と先行事例等の詳細調査を進め、併せて基金設置とそれに伴う条例制定手続など、9月議会を目指した準備を進めるとともに、応援事業を展開してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

4番議員。

○4番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

「時の海—東北」プロジェクトということで、こういったことで町のにぎわいについて応援することはとてもいいことだと思うのですが、1つ懸念していることが美術館に行くまでのアクセス、

例えば駅から浜街道を通りまして総合体育館に行くほうと、あと小良ヶ浜に行く道路があるのですけれども、小良ヶ浜に行く道路、分岐した後、道路が狭くて、あとは起伏が激しく、夏場も結構草木が繁茂して、運転すると見づらいという状況がありまして、あと歩道もたしかなかったと思うのですけれども、あそこは県道になるのですか、その辺令和11年の開館を目指してやるということなので、町としても、例えば県道であれば要望してそういったところをしっかりとやっていくというようなことも必要かなと思うのですけれども、そういったところはどうか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課主幹。

○都市整備課主幹兼課長補佐（砂押 秀君） 今ほどご質問ありました前の道路なのですが、おっしゃるとおり県道広野小高線という路線になりまして、現在、南側から道路の拡幅を進めているところです。今回美術館の前の工区につきましては、全体3.4キロのバイパス工事のうち、一番南側の 工区と呼ばれるところに重なる部分でございます。今回その 工区につきましては、工事契約が無事に締結されておりまして、今回令和11年の開館予定という話ありましたが、それに至るまでも、館の建設に際しては人の出入り、それから重機の出入り等、多分にわたると思いますので、そちらについては県に開館に向けての準備工事の着手等々、強く要望してまいる所存です。

以上です。

○議長（堀本典明君） よろしいですか。

○4番（佐藤啓憲君） はい。

○議長（堀本典明君） この内容でいろんな付随したことも聞きたいことあるかと思いますが、今回このプロジェクトの応援事業、町でやる事業についてのご質問をいただけると幸いです。ほかに。

5番議員。

○5番（渡辺正道君） 説明ありがとうございました。

相違というか、私応援して、美術館開館に向けて皆さん努力するのは結構なのですが、いいことだと思いますが、この応援事業に係る財源について、企業版ふるさと納税ということなのですが、目標額というのはどのぐらいに設定しているのか。

それで、万が一その目標額に達しなかった場合は、代替案はどのように考えているのか。達しなかった場合は、応援事業の取組ということで（１）（２）（３）と挙げられていますが、それらの取組に対して、削減はしてほしくないですが、あくまでもこれ構想段階というか、草案の段階なのではないでしょうか、企画課でつくっていただいた（１）の美術館周辺の活性化というものは、これ言い換えれば違った形で町が交付金持ってきてというか、申請して何か道路整備とかはできるのではないかなと思います。つまりするのですが、もう一度、目標額と達しなかった場合の代替案についてお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 主幹、どうぞ。

○企画課主幹兼課長補佐（竹林 誠君） ご質問ありがとうございました。

まず、目標額を設定しているかどうかというところなのですが、こちらは例えばよくあるクラウドファンディングとかのように目標額を設定をして、達したからやる、やらないというものではなくて、町で企業版ふるさと納税を活用して応援をするということにしておりますので、まず目標額の設定というものは現時点では想定はしてございません。

また、駅の活性化について、交付金等の活用もというご意見でありましたが、今回企業版ふるさと納税を新たな財源として活用していきたいということを考えておるところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5 番議員。

○5 番（渡辺正道君） 仮にもですよ、そしたら財源とか、「時の海—東北」プロジェクトの宮島先生の今の状況にある程度把握していないと、これ実際令和9年が令和11年予定にずれ込んでいるわけですから、その辺の財務状況とか、現在のプロジェクトの進行具合とか、その辺というのは企画課では把握して、ではこのぐらいだったらということはある程度つかんでおかないと、ただ漠然と応援しますよでは、実際開館が頓挫する可能性もなきにしもあらずだと思うのですが、宮島先生との調整とか計画状況とか、そういう内容に関してはきちっと協議されているのでしょうか。もう一度。

○議長（堀本典明君） 暫時休議します。

休 議 （午前11時30分）

再 開 （午前11時32分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

そのほかご質問いただけますか。何かございますか。

7 番議員。

○7 番（宇佐神幸一君） 1 点ほど。

一応議長からもこれに対しての質疑ということで、分かるのですが、さっき4番議員からも出たのですけれども、今回ふるさと納税を使う中で、一応メインには県道が通っているのですが、ある程度その地域も含めて、その場所、位置、看板的なものは、もちろんふるさと納税活用するのか。あれは、個人のものではなくて公道なので、そういう場合も踏まえて入っているという形で理解したほうがいいのですか。ともに、この前もお話、委員会でもしたのですか、あの周辺いろんなものがある状況において、今生涯学習課の三瓶補佐もいるように、文化財もあると。だから、地域的なものを踏まえた形の看板というのも、多様性はあるのかな。あるのかなというのもおかしいのだけれども、全体を考えて、あの地域全体、イコールこの事業の応援にもなるし、いろんな人の交流にもなるので、その点の考えあるかどうか分からないのですけれども、お聞きしたいのですが。

○議長（堀本典明君） 企画課主幹。

○企画課主幹兼課長補佐（竹林 誠君） ご質問ありがとうございます。

まず、看板等を作る予定あるかというところなのですけれども、実際これからこういった事業をやっていくかというところを庁内で協議していきますので、そういった点も踏まえて、含めて検討していきたいと考えております。

○議長（堀本典明君） 7 番議員。

○7 番（宇佐神幸一君） 私聞きたいのは、今回ふるさと納税の基金でつくりますと、それは分かるのです。いいことだと思っています。それで、ただ一応公道にそういう標識というのは、やはりふるさと納税ではなく普通の一般財源とか、そういうものがふさわしいのではないかと、その点はっきりしたものが聞きたいのだけれども。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐兼企画政策係長（阿部祥久君） まず、今回ご説明しているものとしてなのですが、基本的には企業版ふるさと納税を活用するためには、地域再生計画にのっている事業に合致をするということが必要になってきますので、先ほどご説明したとおり、なのでまずそこに合致しているものだということであれば、先ほどの県道事業で設置するものについてはもちろん県にお願いをしていく。それ以外に、プロジェクトで設置をするものもあるでしょうし、町でも周辺の活性化という意味合いで使っていけるということもございますので、そちらについては状況を見ながら、寄附もどのくらい入ってくるかというところも踏まえて、状況に合わせて活用の検討はしていきたいというような状況で今は考えているというところでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） 「時の海—東北」プロジェクトということで、富岡町に来たいということで、非常にありがたい話だと思うのですが、一方的に肩入れし過ぎなのかなという面もあるかと思うのです。企業版ふるさと納税、こういうものがあるというのも私なんかは初めて分かったし、例えばこれが前々からあるとすれば、地域再生事業にマッチする事業というも多分いろんなもの今までもやっていると思うのです。例えば富岡ホテルとか蓬人館とかワイナリーとか、そういうものも多分比べると合致する事業だったのかなと思うのですが、最近できたのだよということであれば別だと思うのですが、そういうものに何でこういうもの挙げてくれなかったのですか、今まで、合致するとすれば、ここに来てここにそういう事業を持てきたいということは理解できますけれども、同じ民間であっても肩入れし過ぎなのかなというイメージがあるし、あと5 番議員が言ったように、物価高騰でこれだけ大きなプロジェクトが一時頓挫するような事業では、やはり町としてはある程度しっかり考えなくてはならない事業なのかなと思うのです、反対ではなくて。だから、その辺はどうなのですか。

○議長（堀本典明君） 主幹、どうぞ。

○企画課主幹兼課長補佐（竹林 誠君） ご質問ありがとうございます。

まず、町としてこれまでもそういった企業版ふるさと納税に該当する事業あったのではないかと
いうところのご意見でした。町としましては、この事業、やはり宮島達男先生という方が、世界的にも
知名度がある方でして、この方の美術館をこうした企業版ふるさと納税を活用することで建設を応援
することによって、相当なにぎわいの効果が生まれるだろうと、そういったところも踏まえた結果、
この企業版ふるさと納税の活用というものをやっていこうということで判断をしたものとなってござ
います。

もう一つの今後この美術館の建設が頓挫する場合もあるということを町としても考えるべきではな
いかということもございました。先ほど副町長からありましたが、宮島先生のプロジェクト、定期
的に町長、副町長も状況の報告いただいております。宮島先生自体も全く資金集めをしていないとい
うわけではなくて、ご自身もプロジェクトとして個展を開催したりであるとか、自らのホームページ
で資金支援を求めているであるとか、そういったところの確認も町としてもしているところです。そ
ういったところもございますので、決して町だけでやっているわけではなくて、プロジェクトとして
もしっかりやっていることを確認しておりますので、町としても応援をしてやっていくと。こういっ
たプロジェクトが頓挫することがないように、しっかりと応援をしていきたいと考えているところデ
す。

以上です。

○議長（堀本典明君） 副町長。

○副町長（宮川大志君） 私からも町の姿勢といいますか、追加で答弁させていただきたいと思いま
す。

この「時の海—東北」プロジェクトでございますけれども、宮島先生を筆頭に進められております
が、富岡の町の中で公益化を見据えて財団法人をつくっていただいたり、また町民とワークショップ
をしたり、プロジェクトの皆さん自体も町民の皆さんと非常に積極的に交流をされていて、地域とと
もにつくり上げていくというところを第一に考えていただいております。私どももちろんアート
とか、なかなか理解しづらいようなところも正直ありますが、そういった芸術性を理解する必要は一
人一人が必要なわけではなくて、公益性であったり、あと地域振興とか、各分野の波及というところ
が非常に大きい。そういった起爆剤として、町また相双地域の起爆剤としてぜひ捉えていただければ
なと思います。一方、このプロジェクトがうまく進むかどうかというところ、確かに様々な環境がこ
れから読めないところあるかもしれませんが、そういったところはうまく進むかを町が見定めて、う
まく進むようだったら町として協力するという姿勢は、何か打算的に協力しているように見えてしま
うと、町としての誠実さを欠いてしまうと見られる部分もあるかもしれないなと思っております。開
館をしてから未永く町と共同歩調を取っていききたいと、そんなことを先生からおっしゃっていただ
いております。未永い関係築くには、まずボタンのかけ違いを今起こすことではなく、立地町だから
こそプロジェクトの創成期から携わっていききたいというような気持ちでございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） 言っている趣旨は理解はできるのです。あと私質問した中身の中で答弁なかったのは、こういう企業版ふるさと納税というのは前からあったのかと。前からあったとすれば、今までいろんなホテル事業とかワイナリーとか、そういういろんなことやってきているにもかかわらず、そういうときには目もくれず、何でこの「時の海—東北」プロジェクトだけに町は燃え上がっているのだという質問しましたよね。だから、反対ではないのです、私は。反対ではないです。この企業版ふるさと納税も、当然これは「時の海—東北」プロジェクトに使ってくださいって企業が多分納税してくるのだと思うから、その中で1割くらいは町に残るのかな、これ見ると。決して悪いことではないのです。だから、せっかくそういうものがあったのに何で今までもやらなかったのですかということ。もう終わったこと言っても始まらないですが、その辺をやはり慎重に考えてやってもらわないと、あの地区は確かに町としても有望な地区です。駅にも近いし、漁港もあるし、サケも上がってくるし、浜街道は立派に出来上がってくるし、そういうところに美術館なんていうものができれば、この相双地区でも、福島県でも誇れる地域になるのかなと思いますので、私は反対ではないですが、こういうものをもっとうまく利活用してほしかったなと、そういう思いでいっぱいです。

○議長（堀本典明君） 企画課長補佐。

○企画課課長補佐兼企画政策係長（阿部祥久君） すみませんでした。この地域再生計画なのですけれども、こちらについては昨年、令和7年の11月に内閣総理大臣の認定を受けたということがまずございますので、それ以降のものに充当ができるというのがまずは現状ということになっていますので、基本的にこの地域再生計画を作成するに当たっては、第三次災害復興計画の策定、そちらの内容も踏まえて地域再生計画ということになっていますので、申し訳ないですけれども、昨年の11月が策定だったということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） 理解しました。理解した上で、やはりこれだけ行政も巻き込んで、つくるものはどの程度のものか、どのくらい金額かけるのか分かりませんが、行政まで巻き込んでやるプロジェクトですから、かなり大きなプロジェクトになりますよね。そういうものが物価の高騰で一時頓挫するような話では、私も理解できない部分あるのです。そういう状況下ですから、慎重に考えて、副町長が先ほど言ったように、逆にボタンのかけ違いしないように、慎重にやっていただきたいと思います。要望しておきます。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件 3、「時の海—東北」プロジェクト応援事業についてを終わります。
説明者入替えのため、暫時休議します。

休 議 （午前 11 時 44 分）

再 開 （午前 11 時 47 分）

○議長（堀本典明君） 再開します。

次に、付議事件 4、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（斉藤一宏君） 議員の皆様にはお疲れのところ、説明の時間をいただきましてありがとうございます。早速説明に入らせていただきたいと思います。

それでは、付議事件 4、富岡町国民健康保険税の一部を改正する条例についてご説明いたします。当条例改正案につきましては、6 月 8 日に開催されました国民健康保険運営協議会に諮問しまして、原案どおり承認との答申をいただきましたので、本日の全員協議会において内容をご説明させていただき、6 月の定例会に上程する予定でございます。

内容につきましては、福島課長補佐よりご説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 課長補佐。

○税務課課長補佐兼納税係長（福島好邦君） それでは、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例をご説明いたします。

本条例の改正案は、上位法の地方税法施行令の改正及び国民健康保険法施行令の改正に伴うものと国民健康保険が福島県で統一されることに伴うもの及び令和 8 年度国民健康保険税の税率の算定に伴うものになります。

上位法の地方税法施行令の改正に伴う改正では、本条例の第 2 条で、子ども・子育て支援納付金に係る規定が追加され、基礎課税額の課税限度額が 66 万円から 67 万円に、子ども・子育て支援納付金の課税限度額が 3 万円と規定されております。それにより改正後の課税限度額が 113 万円となった点や、本条例第 9 条の 4 以降で子ども・子育て支援納付金の税率を新設しております。

本条例第 23 条で、軽減判定の基準となる所得額が 5 割軽減で 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割軽減で 56 万円から 57 万円に、軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに伴う改正になります。

また、国民健康保険が福島県で統一されることに伴うものについては、令和 10 年度までに福島県内で納付回数の統一をすることが決定となり、本条例第 12 条で、当町の納期限 6 回を 8 回に変更するものになります。こちらの改正につきましては、令和 9 年 4 月 1 日からの施行となります。

もう一つの令和 8 年度の国民健康保険税の税率の算定に伴う改正につきましては、全員協議会資料 4 を御覧ください。国民健康保険税率算定について、1 の税率設定方針につきましては、昨年同様、

3方式を用い税を算定し、低所得者の軽減についても所得に応じた7割、5割、2割の軽減を行います。

また、帰還困難区域以外の区域の600万円を超える上位所得世帯、住民税が未申告の世帯、避難指示区域以外からの転入世帯は通常課税となり、当町を含め平成29年度までに避難指示等が解除された地域の国民健康保険世帯は2分の1課税となります。

続いて、2の令和8年度の必要額の合計額は3億4,370万8,803円で、昨年度に比べ医療一般分は6,280万1,693円、後期支援金は726万1,422円、介護納付金は385万9,253円、それぞれ減の一方、本年度より課税される子ども・子育て支援金で951万7,352円増により、昨年度と比較しまして6,440万5,016円の減となっております。

続きまして、3の課税基礎につきまして、の医療、後期支援金分は、国保加入世帯全員が対象となりますが、対前年度比で所得割課税基準額は1,738万1,133円の増額、被保険者数は199人減少しております。

の介護納付金でございますが、こちらは国保加入者のうち40歳から64歳までが対象となり、こちらは対前年度比で所得割課税金額1億1,241万8,865円の増額、被保険者数は43人減少しております。

2ページをお開きください。4の令和8年度の国民健康保険税率について、下段の表が令和8年度の案となっております。令和8年度保険税の必要額が減となることを踏まえ、令和8年度の案としまして、医療一般分の所得割が7.70%、均等割が2万8,000円、平等割が1万8,000円、後期支援分の所得割が3.40%、均等割が1万円、平等割が6,800円、介護納付分の所得割が2.8%、均等割が9,800円、平等割が7,000円、1人当たりの調定額は11万2,453円、1世帯当たりの調定額は16万3,321円となっております。令和8年度の税率、税額は、保険税の必要額が減少したことから、全体的に減となっております。なお、税率算定に当たっては、国保の被保険者数の減少の一方で、必要な医療費を総合的に勘案しながら、バランスを配慮し、税率算定を行っております。

5の今後の国民健康保険税率算定についてでございます。令和8年度の必要額については、子ども・子育て支援金分で新規に課税が発生したものの、医療一般分、後期支援分及び介護分全てで減少しており、税率の減となりました。しかし、次年度以降、医療費が増加すれば税率を上げる必要が出てきます。被保険者の負担を少しでも抑えていくため、引き続き医療費の適正化や国保制度の周知に努めてまいります。

3ページから8ページまでは、条例改正文になります。9ページから25ページまでは、新旧対照表となっておりますので、ご参照いただければと思います。

説明は以上になります。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。ないですね。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件４、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを終わります。

午後１時まで休議いたします。

休 議 （午前１１時５４分）

再 開 （午後 零時５５分）

○議長（堀本典明君） 再開いたします。

次に、付議事件５、フラワーパーク構想計画の基本設計についての説明を都市整備課長より求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 議員の皆さん、お疲れさまでございます。午前中に引き続き、都市整備課からフラワーパーク構想計画の基本設計についてご説明いたします。

令和７年９月の全員協議会にて、夜の森地区公園環境整備計画を説明し、議員の皆様から意見を頂戴したところでございます。今年度、実施設計を実施し、整備財源を調整しながら、令和９年度に工事発注して、令和１０年度から供用開始することを目標としてございます。前回の説明から修正した箇所を中心に取りまとめた内容をご説明いたしますので、再度ご意見を賜りますようお願いいたします。

なお、目標の工程から申し上げますと、議員の皆様から意見を聞く機会は今回が最後となる予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

説明は、小松都市整備係長が行います。

○議長（堀本典明君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） フラワーパーク構想計画の基本設計につきましてご説明いたします。

１、本事業の目的といたしまして、第三次富岡町災害復興計画重点政策となる帰還と移住の促進から花と緑あふれる町づくりに基づき事業を進めているものです。

２、経過、工程につきまして、令和６年度に構想計画、令和７年度に基本設計を実施し、下記に記載しております各種会議等で説明を行っております。令和８年度につきましては実施設計、令和９年度に整備工事を予定しているところでございます。

３、基本設計内容につきましては、測量、水質調査、ため池の放射性物質の調査を実施し、調査結果につきましては、問題のない値が得られております。

構想計画からの変更点といたしまして、夜の森公園につきましては、構想計画からの大きな変更点はありません。遊具アスレチック等につきましては約１０基、選定につきましては小学校からアンケート調査を行い、可能な限り子供たちの意見を採用したいと考えております。つつみ公園につきまして

は、水質浄化を目的とした水生植物の植栽や噴水等を検討しておりましたが、水質調査の結果、水質に問題がないことが判明し、水質浄化の必要性がないことから、これらの計画を取りやめるものとしたしました。このことから、湖面を利用した水鏡といたしまして、景観性を考慮した計画に変更したものです。ため池堤体にツツジを植栽、見晴らし台を整備し、眺望が楽しめる計画といたしました。

その他といたしまして、夜の森公園、つつみ公園ともに公園維持管理等を踏まえた倉庫の建設を予定しております。倉庫の建設につきましては、近隣行政区からの要望もあり、夜の森公園につきましては防災機能を有した施設があるものの、部材等につきましては現在役場に保管している状況にあります。また、公園除草、花植え等に利用する機材等を保管するための倉庫として整備するものです。

資料右側に各種会議、町づくりワークショップ等で出た意見を取りまとめたものを記載しております。

2 ページを御覧ください。夜の森公園の基本設計内容になります。整備目的といたしまして、子供がにぎわう公園整備としております。概算工事費につきましては約 1 億 2,000 万円、年間の維持管理費といたしまして約 1,200 万円となり、現在の維持管理費から約 500 万円の増額となります。

整備範囲といたしまして、主に東側松林内を整備範囲として計画しております。

整備内容といたしましては、アスレチック遊具、園路及び休憩施設、植樹になります。

遊具を整備することにより期待される効果といたしまして、子供の健全育成。子供が安全に体を動かして遊べる環境が整備され、運動能力や協調性の向上、また健康増進に期待されるものとしております。

、公園利用者の増加。魅力ある遊具を整備することで子育て世帯を中心とした利用促進につながり、地域住民の交流機会の増加が期待されるものとしております。

、地域コミュニティの活性化。公園を地域交流の場として活用することで、世代間交流や地域コミュニティ形成の促進が期待されるものとしております。

、子育て支援環境の向上、保護者が安心して子供を遊ばせることができる環境整備により、子育てしやすい地域づくりに期待されるものとしております。

4、休憩施設の必要性といたしまして、子供が安全に遊んでいることを見守るための施設として計画するものです。

3 ページを御覧ください。夜の森つつみ公園の基本設計内容になります。整備内容といたしまして、花や景観、水辺環境を生かした公園整備としております。概算工事費につきましては約 1 億 7,000 万円、年間の概算維持管理費といたしまして約 1,000 万円となり、現在の維持管理費から約 500 万円の増額となります。

整備範囲といたしまして、着色範囲を整備範囲として計画しております。

整備内容といたしましては、植栽、4 大香木を含む植樹、野外ステージ、見晴らし台になります。

整備することにより期待される効果といたしまして、 、公園利用者の増加。四季を通じた植栽、

植樹により、魅力ある景観を整備することで、ジョギングやウォーキングする人口の増加、また地域住民の交流機会の増加が期待されます。

、地域コミュニティの活性化。野外ステージの整備により、定期的なイベント活動を推進することにより、公園を地域交流の場として活用することで、世代間の交流や地域コミュニティ形成の促進が期待されます。

ソフト事業につきまして、景観や湖面を利用したイルミネーション等によるイベントの開催について、今後検討を進めてまいります。

4 ページ、5 ページにつきましては、夜ノ森駅東側花壇のワイルドフラワーの試験栽培の状況を添付しております。こちらにつきましては、昨年の10月に種をまいたもので、見頃としては5月の上旬から中旬までの約2週間でした。これからまた違う花が咲くものもあり、今後状況を把握するとともに、整備計画に反映できるよう注視してまいります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございますか。時間取っても構いません。少し内容を確認してご質問ください。

5 番議員。

○5 番（渡辺正道君） まず、1 ページ、最後の夜の森つつみ公園の（3）、不可、条件つきとかいろいろありますが、それぞれなぜ不可だったのか、条件つきだったら可能ですよというような内容説明を追加でしてください。

あと夜の森公園の概算維持管理費1,200万円と見ていますが、これは現在500万円増額ということなのですが、その増額の主な理由を説明してください。

あとこれつつみ公園の環境基本設計図を見ているのですが、図の左側が北ですね。

この3点、お願いします。

○議長（堀本典明君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） まず、1 枚目の（3）、不可、条件つきといたしましてご説明いたします。

魚の放流や釣り、水を利用したアクティビティー、サップ等につきましては、農業用施設の管理、保全等により不可としております。また、船、ボート等を浮かべたいなどのご意見もありましたが、基本的には不可となりますけれども、イベント時など条件つきとして、ライフジャケットの着用や監視員、管理責任者等の配置など、対策を実施すれば可能と思われます。こちらにつきましては、安全管理基準等の整備が必要と思われる、今後整備について検討を進めてまいります。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 2 つ目の夜の森公園の維持管理費、増額になっている主な内容ということでございました。公園の除草なんかにつきましては、もう少しきれいにやっていこうというこ

とで、この辺を強化しているというところ、それと遊具の法令点検、それと立木の剪定、今松林が結構枯れているようなところがあるものですから、そういったところを費用かけたほうがいいのではないかとということで、その維持管理費を今計上しているところでございました。

それと、図面の見方でございます。こちらにつきましては、議員おっしゃるとおり、北側が左というものになってございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 5 番議員。

○5 番（渡辺正道君） 1 ページの条件つきで、ある程度、船やボートを浮かべたりすることも可能ということなので、この政策といいますか、これに関しては基本的に私は町長肝煎りの政策だと思っていますので、ぜひとも成功して、うまくいってほしいなと思っているので、頑張ってくださいなと思います。

あと今課長答弁の中で、遊具の点検ということ、法令点検だったかな、これというのは、ごめんなさい、不勉強なのですが、どのぐらいの頻度で行われるのか。

あとは、これ同じような、横道にそれますが、こども園とか学校にもあると思うのですが、その辺の規制というか、法令の内容、もし分かったら追加で教えてください。

○議長（堀本典明君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） 遊具の点検につきましては、年 1 回の法令点検が必要となっております。ただ、町の都市計画係では毎月 1 回、遊具の点検も、目視とか、あと手で触った状況など、そういったものは点検をしております。

○議長（堀本典明君） 教育長、分かれば。

○教育長（武内雅之君） 学校も同じく毎年 1 度の点検、業者をお願いして行って、必要であれば修繕を加えております。また、教職員が毎月 1 日に安全点検としまして常時点検を行っております。

以上になります。

○議長（堀本典明君） そのほかご質問ございますか。今回議会に説明するの最後ということなので、ご質問ある方はしていただければと思います。

9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） フラワーパーク構想計画の基本設計ということで、前に伺ったよりはだいぶスマートになってきたのかなということで、ただ非常に残念なのが、物を造れば立派な公園になるのかなという考え方にとらわれているのかなと思うのです。アスレチックとかそういうのを、11基ですか、を配置するということなのですが、ここの中は木も乱雑していますし、松の大木なんかもあるのです。その松の大木が実際松くい虫にやられているような状況も見えますので、まずその辺を大事にしていけないと、こういうものやっても松枯れで倒れたりまったりすると意味なくなってしまうと。だから、その辺を十分に考えてやっていただきたいと。

あと最終的なこういう構想が最初からあったのだとすれば、子供たちが大人と一緒に遊べるゾーンということでここに遊具を設置してありますよね。これが逆に今になればもったいないのかなと。こっちのゾーンは、もうべろっとした広場だったら一番使い道があったのかなって今は思いますけれども、だからあんまり今回やるゾーン、整備範囲の中にはそんなに物は入れないほうが私はいいのかなと思うのです。第1段階で大きなものを5つくらい入れておいて、あと第2段階でまた考えたほうが私はいいのかなと思うのですが、その辺はどうですか、これ。11基全部一遍に入れてしまうと、11基全部一遍に駄目にもなっていくし、そういう部分でもう少し考える部分があるのではないかなと思います。

あとつつみ公園に関しても、私がイメージとして持っていた元のフラワーパーク、ジャーマンとかそういうの植わっていた部分ありますよね。ああいう手のかかるようなフラワーパークにするのかなと思っていたのですが、今回は大分草むらの的なものになってきたから、手入れもしやすいのかなと。

あと花なのですが、ジンチョウゲとかクチナシとかキンモクセイ、ロウバイとか、ロウバイが一番早く咲いて、あとのものが春に咲いてくるのかなと思うのですが、もう少し夏とか秋あたりに咲くようなものを入れたほうがいいのではないかなと。これでは桜と一緒に花が全部終わってしまうというようなことになってしまうと。ただロウバイだけがもうちょっと早く開いてきますけれども、植えるものをもう少し考えたほうがいいのかなと思います。

あとステージ、これ堤の中に設置するような図面になっていますが、奥行きが8メートルくらいなのです、これ。8メートルだとすれば、わざわざ水面に造る必要はないのではないかなと思うのです。ステージですから、陸の上に造れば工事費だって大分軽減されるのかなと私の考えで思うのですが、わざわざ水面に入れる理由があるのかどうか。本来であれば、場所が狭いとなれば水面にせり出して陸地を広く使う意味合いだったら分かるのですが、場所的な広さは十分あると思うのです。そういうことからして、なぜ水面に出さなくてはならないのかということです。

あと周りにツツジなど、堤体にツツジなどずっと植えるということですが、このツツジどういうもの植えるのか。夜ノ森駅の震災遺産で種をまいて育てている、そういうものをここに持ってきて植えるのか、ただこのものだから分からないものを購入して植えるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。

まず、1点目の夜の森の松林のところの松枯れしているところあるのではないかとこのところでございます。おっしゃるとおりでございます。ですので、維持管理費なんかにおきましてはこちらを計上し、松くい虫なんかは早めに対応しておきたいということで、もしかしたら毎年の計上になるのかもしれませんが、そういった対応をしていこうと考えてございます。

それに、2つ目といたしまして、遊具一斉に整備するのではなく、段階的にというところござい

ました。そういったお考えもあるのかもしれないのですけれども、せっかく整備するということで、やはり遊んでもらうのに寂しいのかもしれないものですから、今10基程度を考えてございました。

続いて、つつみ公園の花、香木でございますが、こちら一応季節ごとの香木ということで、私も不勉強だったのですが、4大香木と言われるものでございまして、春、ジンチョウゲ、夏、クチナシ、秋、キンモクセイ、冬、ロウバイというもので、匂いを出すようなものですので、ここを散策したときに、ああ、匂いがあるっていいななんて思われるような形を取りたいと考えております。

続いて、ステージ、水面に張り出す理由というところでございます。こちらにつきましては、やはり先ほど言ったとおり、ここは開放感があるような感じでございますので、水面に張り出したほうがやはり開放的な部分ができるのかなと思ひ、このような案でございます。もちろん陸上ということも考えたのですが、こちらが開放感があるってよいのではないかとということで、今回は張り出しということで今計画しております。

続いて、ツツジどういうものを植えるのかということでございます。こちらにつきましては、夜ノ森の今駅前にあるようなもので、ツツジを増やす会だったり、そういったところで植樹できるようなものを考えているのですが、こちらは開けておいて、徐々に徐々に増やしていけるような形取ればなんて考えてございます。また、違うところでほかにも植樹したいものがありますよなんていうことがあれば、そういったところにつきましては貸し出すという形もできるのかなと思ひて整備してございます。

以上でございます。

○議長（堀本典明君） 9番議員。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。

まず、夜の森公園の整備、遊具、最初に10基なら10基整備すれば、確かに子供遊ぶのにいいのかなと思うのですが、更新時期でも先を考えた場合に全部一遍に更新という形にならないように、少しずつやるのも一つの手なのかなと思うのです。確かに遊ぶ側から言えば、10基でも20基でも一回でぼんといっていたほうが、それは遊ぶにも楽しくていいです。ただ、やはり維持管理とか、そういう部分で考えていくと、ずらすのも一つの手なのかなと私は考えております。

あと松の高木に関しては、やっぱりもう随分切られて、残り少なくなってきていますよね。夜の森公園のよさというのは、やっぱりああいう高木があって、すばらしい公園だったなって私も思っていたのですが、半分はもうすっかり整備されて、あと半分も多少は整備されているのだけれども、今回で最終整備になるのかなと思うのです。そういう中で、やっぱり松も大切にしないでいいのではないかなと思うのです。松くい虫は、航空防除や何かでは効かないのです、ほとんど。あれは、注射器で注入するようないい薬、7,000円も1万円もするような薬あるのです。そういうのだと効くのです、間違いなく。だから、何でそういう管理に力入れないのかなって私不思議に思っているのですが、ぜひ今あるものを、松が赤くなってきてから切り倒せばいいやということではなくて、ならないよう

な管理方法をしっかり考えていただきたいと。そこにこういう遊具がついてあれば、なおすばらしい公園になるのかなと思いますので、ぜひお願いします。

あとつつみ公園に関しては、確かにステージはせり出せば開放感は生まれるかなと思うのですが、そんなに開放感生まれなくても、実際ステージで何か行っているときにそこを見ているわけですから、そんなにわざわざ金かかるようなステージは要らないと思うのです。こうやってせり出してしまえば、後の維持管理費も余計にかかるし、だからいろいろ考えた面で、多分せり出さないほうが私はプラスなのかなと思います。

あとは、ツツジに関しては、最終的には夜ノ森駅にあったツツジの種を取って交配させてはいたものの、なかなか多分あんまりうまくいっていないのだと思うのです。そんなに量が出ていないのだと思うのだ。だから、この辺に植えられる部分はないのかなと思うのですが、あるのであればぜひそういうものを使って、将来的にもこういうものだよということ残していくのも一つの方法かなと思いますので、よろしくお願いします。

あと4大香木に関しては分かりました。どれだけ植え込みつくるかですばらしさが生まれてくると思いますので、ぜひ1年通して花が見れるような状況をつくってください。

あと1点ですけれども、見晴らし台はどこの位置につけるのか、私見つけられないのだけれども…

…

〔「北側、左側」と言う人あり〕

○9番（渡辺三男君） このせり出しているところが見晴らし台。

〔「せり出していない。道路の脇。緑色のやつ」と言う人あり〕

○9番（渡辺三男君） 緑、どこだ。私見つけられないのだけれども……

〔「ここじゃないよ」「あるじゃん」と言う人あり〕

○9番（渡辺三男君） これね。分かりました。ここであれば十分大丈夫なのかなと思いますので、これ高さどのくらいにするのですか。高いほうが、見晴らし台ですから、見晴らしよくなっていいのかなと思うのですが、この点を教えてください。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ありがとうございます。

1つ目の夜の森公園の遊具、こちら10基一遍にやると更新時期が重なってくるのではないかとということでご指摘いただいたところでございます。我々で考えたのは、10基というのはやはりにぎわいをつくるためにというところではございました。もう一度こちらにつきましては考えた上でやっていきたいとは思いますが、とにかく10基か、あとそれより少なくするかぐらいの程度で実施設計はしていきたいと思います。

続いて、松の維持管理についてでございますが、こちらにつきまして議員のおっしゃることごもっともなところがございますので、今あるものを大事にということを考えてやっていきたいと思いま

す。

それから、植樹というものにつきましては、また配置のこともありますので、考えながらやっていきたいと思います。

続いて、ステージ、こちらは我々は開放感があっていいのではないかとというもので考えていたところですが、確かにこちらにつきましては、概算で言うとも2,000万円程度なのかな、そのぐらいでございました。こちらにつきましては、つつみ公園の中の一つの目玉的なものですから、ここについてはやっていければなんて思っていました。

続いて、ツツジに関してですが、こちらにつきましても夜ノ森駅にツツジがたくさん咲いていたという経過がございますので、できる限り増やせる場所としてこの堤の周りを提供して、それでそこがいっぱいになってくれば水鏡なんかを利用して2段に見えるような、そんな形になれば最高かなと思っています。

見晴らし台については、今のところは高さ1.5メートルぐらい、人が乗ると2メートル、3メートルぐらいの高さから見えるようになるのかなというところではございました。

以上です。

○議長（堀本典明君） 9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） 分かりました。

夜の森公園に関しては、10基一緒につけても別に構わないのですけれども、あとの維持管理とか更新時期を十分検討課題にしてやっていただければありがたいと思います。

松に関しても、できればあれ以上朽ち果てないように、残したいですから、ぜひ管理しっかりやってください。

あとつつみ公園に関しては、見晴らし台は1.5メートル程度ということで、人が乗れば2.5、3メートルくらいになるということで、十分見通せるのかなと思いますから、ぜひお願いします。

あとステージに関しては、後の維持管理費まで絡んできますし、いろんな部分ありますから、どうしてもこれなくてはならないといえ、それはそれで理解はできますけれども、ぜひその辺ももう一度、やる、やらないは別にして、検討してみてください、後の管理費も含んできますから。

あとツツジに関しては、私ツツジにそんなにこだわる必要はないと思うのです。どこから持ってきたいいものを、購入して植えれば早く見れますから、いいとは思いますが、当初はかなり夜の森公園のツツジということでこだわって、いろんな補助金を出したりまったりして、補助金詐欺に遭ったりまったりもしていますよね。皆さんでそういう思いを持っていたツツジですから、こういうところに植えたらなという考え持っているものですから、今実際あのツツジが生きているのは、夜ノ森駅前の植栽の一部にちょっとしかないですよ。あれほどこだわったツツジがそれしかないということは、非常に私残念だと思うのです。そのとき、そのときのはやりのように物事をやっていったのではまずいと思うのです。やはり継続させるのが一番の力ですので、そういう思いはきちっと継続さ

せて、町民にもきちっと訴えられれば私いいのかなと思って、そういう意味でこだわるのです。でなかったら、もうすばらしいツツジをぼんと持ってきてもらって、次の年から立派な花見れるのが一番いいと思うのだけれども、そういう思いは大切にしたいなと思ってしまして、そういうこと言いました。ひとついろんな面で、直せということではなくて、検討課題にしてやってみてください。

終わります。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご意見賜ったこと再度検討した上で、今度計画を出して、工事発注していきたいと思います。

ツツジにつきましては、思いは把握いたしました。できる限りそういったものを増やして、それ以外のものについてはほかから持ってきてもということで、進めていければなと思ってございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

〔「もう一個、もう一回」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 9 番議員。

○9 番（渡辺三男君） ごめんなさい。よろしくお願いします。

あといろんな植栽とか、そういうの絡んでいますので、植栽をした後の管理しっかりしないと、今日の議題には関係ないですけれども、体育館周りのあそこの道路に植えたツツジ、これ課が違いますけれども、シダレザクラなんか見ると全体は枯れていなくても半分から上枯れてしまっているような植栽いっぱいあります。ああいうのは多分枯れ補償って、枯れてもいないから補償にはならないのでしょうけれども、実際は植えた芯が枯れていけば多分枯れ補償の対象にすべきなのかなと私思うのですが、その下から芽吹いていっぱい出ていますけれども、ああいう本当にみっともない植栽されたのでは実際困るのです。あそこを歩いて見ている人いますか。だから、植栽に関してはやっぱり枯れないように、しっかりと植え込むように、どこがやるか分からないですけれども、業者にしっかり植えてもらって、しっかり管理するということに徹してください。これはお願いしておきます。

○議長（堀本典明君） ご要望ということで、しっかり受け止めていただければと思います。

そのほかございますか。

2 番議員。

○2 番（辺見珠美君） ご説明ありがとうございました。

お聞きしたいのが何点かありまして、細かいことになってしまうのですが、野外ステージは学校体育館のステージと同等の大きさということで書いてあって、結構大きいのかなという感じがしたのですが、その前に客席と、あとは馬跳びが置いてあるのですけれども、客席の前に馬跳び置いてしまったら邪魔ではないかなと思ったというのが1つと……

〔「客席なんだよ、それが」と言う人あり〕

○2番（辺見珠美君） 客席の前に馬跳びがあったら、何かステージやっているときに、その馬跳びに1個1個座るというのもあんまり考えられないので、邪魔になってしまうのではないかなということをおもいましたので、その配置は変えたほうがいいのではないかなということをおもっていますということ、あとは見晴らし台についてなのですけれども、見晴らし台って、先ほどのメートルで結構低いので、要るのかなという疑問を感じたというか、どこをどう見晴らし台で見るというつもりなのかなというか、野外ステージがあったらそこから見晴らせるのではないかなと思ったのですけれども、野外ステージやっていないときに。なので、見晴らし台の必要性を感じなかったで、そちらはどうかということをお説明いただけたらと思いますということ、あとはワイルドフラワーについてなのですけれども、次の写真のところを見ると、何か正直雑草に見えるなって思ってしまった、咲いているときは確かにいいのかもしれないのですけれども、2枚目は枯れかけみたいになっているのかなというときは本当に雑草みたいに見えるなと思ってしまう、これが広く設置されるとなると、なかなか見栄えになってしまうのではないかなと想像ができたのですが、だったらチューリップとかがいいのではないかなとか思ってしまったたりして、ワイルドフラワーを設置するならば、これがワイルドフラワーだよって分かるように、例えば花の種類の看板とかを立てる、看板というか、ちょっとしたものでもいいと思うのですけれども、表示をするとか、これが雑草ではないのだよという状況にしないといけないかなと思ったりもしました。なので、花の種類を変えたりすればいいのか、それともそういう表示をしたりとかすればいいのかとか、工夫が必要だなと思いました。なので、そこら辺はどう取り組まれるのかということをお伺いしたいです。お願いします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 3点ほどご質問いただきました。

野外ステージの前に馬跳びがというところでございました。こちらにつきましては、通常こちらにつきましては馬跳びで遊んでいただくということを考えて設置しているものです。ですので、あとその後ろに平均台なんかもあるのですけれども、そういったところで遊んでいただく。ステージで何かするときには、そこを使って座って見るということをやっているものですから、ふだん使いとしてはこちらがいいという判断でこのようなこと考えました。配置については、どちらが前になるかというのをおもっていききたいと思います。

見晴らし台が低いのではないかな、どういう感じなのかなというところでございました、少し高いところから湖面を見るとやはり風景が違ふというところは、私も私有地のところから見たときに思いました。ですので、低いというところはもしかするとあるかもしれないのですけれども、遠くを見渡せるというところでしたら、結構よく見えるところではございますので、設置した後、見ていただければと思ったところです。

3点目のワイルドフラワーでございます。こちら今雑草に見えるということで、写真なんかは確かにそのとおりでございます。これは、うそも隠しもせずこのように載っております。いいときの

写真だけ見せるのはまずいと思っていますので、やはり花は季節によって移り変わっていくものでございます。枯れていくところも載せています。これが季節が変わるとまた違う芽が吹いて咲くというものだと聞いております。まだ我々も春のときしか見ていないものですから、夏はどんなのが咲くか、秋はどんなのが咲くかというのは分かりませんが、聞いた話だと赤い花が夏に咲いて、秋は暖色系、オレンジとか黄色とか、そういったのが咲くなんていうことは聞いてございます。確かに工夫は必要だなとは思いましたので、ご意見いただきました。何か検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか。

6 番議員。

○6 番（高野匠美君） いろいろお答えお願いいたします。

夜の森公園の環境で、水道とかは何か所ぐらいあるのでしょうか。あと街灯何基ぐらいあるのかななんて思った。何で水道というのは、今、夏時期も結構、子ども達でにぎわう公園となっていれば、水というのは子供には切らせないものなのです。けがしても何にしても水が一番なのですけれども、ただ私以前にあそこの公園のトイレのそばの水道で車を洗っている方を見かけたのです。そういう面もあるので、注意してほしいなと思っています。ホースを持ち込んで車洗っていたので、私あれびっくりしてしまって、相手は男の方だったので、注意できなかったのですけれども、そういうこともあるので、公園に設置する水道の位置というのも考えてほしいというのと、あとつつみ公園なのですけれども、ここもイルミネーションを実施した場合って、これは年間通して、さっき課長が言ったように、季節、季節にいろいろライトでやるのか、冬しかやらないのか、クリスマスしかやらないのか。であれば、本来ならやっぱりそうすると夜来てほしいのであれば、街灯というのも何基ぐらいあるのか。

それで、先ほどから見晴らし台の話になっておりますが、これどっちの方向をメインに見せるのだから分からないのですけれども、この下の花壇にも私は発想が必要、その中で絵を描いてみるとか、花で文字を描いてみるとかってなれば、見晴らし台の上から見えるかなという感じもしまして、一時期だけ、花でやるとかというのもいいのではないかなと思いました。

あとせっかくこれだけこういうきれいな場所があるのであれば、それを生かすライトというのは何か所かあっても、下から当てるとか、そういうのもあっていいのではないかなと思いました。やっぱりほかとは違うことを考えていかないと見に来ないと思う。昼間を対象にするのだから、もう一日じゅう見れるとか、それとこここれだけ広いのだから、いろいろ見てもらうような工夫というのは、やっぱり足元明るいと見てくれるのではないかなと思いますので、その辺どう考えているのかお聞きします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） まず、水道についてでございます。

水飲み場については、夜の森公園で2か所、つつみ公園は1か所でした。

それと、車を洗っている人がいたなんていうことでございました。もちろん我々が見かけたときは、そういったことはやめてくださいということは伝えていきたいと思っています。ですので、水道、そちらにつきましては何らかの対策を考えていきたいと思っています。

イルミネーションでございます。こちらにつきましては、今後こういうことができますよということで、まだ確定というものではございませんが、地域創生課と話したときには、さっき言ったワイルドフラワーなんかは春から秋まで、冬は咲かないよというところだったものですから、では冬にそういった形でにぎわいをなんていうことで、冬だけなんていうことは今考えていたところでした。それに伴い、街灯を増やしたほうがいいのではないかとすることがありました。これにつきましては、あまり維持管理費がかからないようなものであればできるのかなとは思っていますので、今後の検討材料とさせていただいて、実施設計の中でこれがどのぐらい必要かというものは考えていきたいと思っています。

見晴らし台から見て花文字をなんていうことがございました。そういった点が我々には欠けていたというところがございます。ご提案いただきましたので、何かできることを考えていきたいと思っています。

それを生かすライトなんていうものもございました。先ほどの維持管理費のことも含めて、同様にそれほど維持管理費がかからないということであれば、ぜひ採用したいなと思っています。

以上です。

○議長（堀本典明君） 6番議員。

○6番（高野匠美君） 維持管理費、確かにそうだと思います。やはり花も生き物なので、手をかければ本当に花はきれいに咲いてくださるので、その辺も私は大変ではないかなとは思いますが、常時管理人になる人がいるのかどうかというのも不安なのですが、あとライトといたって、電気でなくても、太陽光の電灯だって今すばらしいものがあるのです。高さも高いのもあれば低いのもあるし、すごくいい形もあるし、それこそ犬の足跡になっているような、そういうライトもあるし、その辺を、最初は準備するのは大変かもしれないけれども、自然を利用したそういうものも使用して、ぜひ成功してほしいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 様々な意見いただきました。実施設計の中でこれは検討できる内容だと思ってございますので、今言われた意見、ぜひ取り入れられるように検討してまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） 7番議員。

○7番（宇佐神幸一君） 2点ほど。

まずは、質問する前に、この前お話しした水草の件、撤去していただいて、きれいな純粋なため池

という形につくっていただき、ありがとうございました。

それで、今回、１点目としては３ページです。ここは遊歩道、またはサイクリングとかするような形で、家族が集まるようなつつみ公園だと思っているのですが、今回南側に従来の木があって、木陰になるようなところあるのですけれども、木陰はもう少しあってもいいのかなという感じはします。

それとともに、２点目、桜の補植するのですけれども、これにソメイヨシノって出ているのですが、今時代的にソメイヨシノより、夜の森にもあるジンダイアケボノという病原に強い、虫に強い桜が植えられていると思うのですが、ああいうものをこれから考えていったほうがいいのかと思うのですが。

まず１点目、木陰については、これ以上植栽はしないと思うのですけれども、考えるかというのと、あと補植されているソメイヨシノ以外も、もしそういう場があれば考えられるか、それだけ教えてください。今計画ないならないで結構です。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 夜の森つつみ公園に木陰なんかを増やしてほしいというところでした。どうしよかなって今考えているところでございます。先ほども言ったように開放感をなんていうことを考えていたものですから、そうすると周囲で植えられるところと考えますと、実際遊歩道のところにもう生えていたりするものですから、今いいところが思いつかなくて、申し訳ございません。計画はなかったのですけれども、何か考えられるかもしれないので、一度検討材料とさせていただきます。

続いて、桜を病害虫に強いものというところでもございました。この辺につきまして、富岡町、ソメイヨシノで売っているようなところもあるものですから、これがいいのかななんて私は個人的に思っ
てございましたので、どうしても強い意見があればそちらも考えるのですが、ソメイヨシノがいいのではないかなと思いました。

以上です。

○議長（堀本典明君） ７番議員。

○７番（宇佐神幸一君） もちろん当局の事情もあるの分かります。ただ、家のソメイヨシノの木が植わってしまして、今回ジンダイアケボノも植わっているのですが、ソメイヨシノの場合、細かい枝が枯れるの早くて、すぐ落ちてしまうのです。そうすると、水面に落ちると、ある程度回収も面倒くさいという難しい面があるのかなと思ったのでお話しただけで、何でもかんでそれにしろということではないので、参考まで、していただけますか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご意見ありがとうございます。富岡町の桜自体を守っていく、増やしていくなんていうようなこと考えていきたいと思いますので、お話しいただいたことはそのほかのところでも考えていきたいと思います。ありがとうございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほかございますか。

4 番議員。

○4 番（佐藤啓憲君） ありがとうございます。

私からは1点だけなのですが、夜の森つつみ公園の環境整備ということで、こちら湖面を利用した水鏡の設計ということで、水位的には常に満水であるのがいいのかなと思うのですが、新夜ノ森地区でも、このつつみ公園が農業用水ということで、田んぼをうちも始めたなんていうところも結構あって、その水位調整というか、そういったものを検討されているかお聞きしたいと思いました。よろしくお願いします。

○議長（堀本典明君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） ため池の水位についてなのですが、今現在こちらのため池につきましては、低水位で管理しているため池になっております。実際水深としましては、約1.3メートルぐらいの水位となっております。そこから実際に満水となりますと50センチぐらい水位が上がったようなものとなっております。こちらの水位の管理につきましては、改良区で管理しているものとなっておりますので、受益地なのですが、実際下流で何枚か田んぼやられているところも確認しております。ただ、そんなに大きい広さでないということも確認しております。

内容は以上です。

○議長（堀本典明君） 4 番議員。

○4 番（佐藤啓憲君） 調査されているということで、ありがとうございます。

○議長（堀本典明君） そのほか。

3 番議員はいないですか。

3 番議員。

○3 番（平山 勉君） 下の3,200㎡のワイルドフラワー植栽地、これって今芝生植わっているところですね。ということは、今の芝生を取っ払って植栽地にするという方向ですね。何かもったいないなという気がします。広々としたところで、この前、夜の森ピクニックやったときもすごく芝生が広くて、みんな自由に走り回っていたので。であれば、もう少し植栽地狭くてもいいかなという気がします。震災前で言うと、ここサッカーの大会があるたびに子供たちがサッカーの練習していたということもあって、ああいう時代には戻れないでしょうけれども、サッカー場1面ぐらいは芝生をキープしたいなと、そんな気はします、あくまで個人的意見ですが。

あともう一つ、ワイルドフラワー植栽地というところ2つありますけれども、恐らくここに、真ん中にネモフィラの写真ありますが、ひたち海浜公園みたいな歩ける道を造ったらいいのではないかと、この植栽地の中に。歩ける道があって、真ん中辺りに見晴らし台があったほうが、また見晴らし台の話になってしまいますけれども、池のそばの見晴らし台はそれはそれ、ワイルドフラワー植栽地の中にも何か高台的なものが1個あってもいいのかなという気がします。

あと最後に、前回も言ったのですけれども、やっぱり駐車場の確保ってすごく課題だと思います。先日の夜の森ピクニックのとき、あのくらい的人数でさえやっぱり駐車場の確保ってすごく、公園の中まで乗り上げたりしたりしていたので、リフレの駐車場に止めればいいのかという話もありますけれども、やはり近場にこれだけのものがあるのであれば、近場に欲しいですねというのが個人的な意見です。

以上です。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） それでは、3点ほどお答えいたします。

ワイルドフラワーの植栽地は、広過ぎてといいますか、今現在の芝生を減らしてまでやる必要があるのかというところでした。こちらについて、やはりフラワーパークという名前もあるものですから、花があまり少ないのもというものもございました。ただ、利用形態でいって、今みたいなご意見ありますと、やはり芝生は残しておいたほうがいいのかなんていうことも考えていかなくてはならないのかなと思います。検討材料とさせていただければと思います。

遊歩道があってもいいのではないかというところ、こちらについては少し考えていたところがございますので、今検討中でございます。

駐車場の確保につきましては、委員会でもこれご質問といいますか、ご意見いただいております。こちらについては、どうしてもやはり財源なんかを考えると、用地を買うという財源がなかなかなくて、単費になるところでございます。それでも必要なものに関しては整備しなくてはならないというものでございます。こちらにつきましては、町長に相談しながらまた進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） 皆さんご質問されましたので、ほかないですか、どうしてもという人は。

どうぞ、9番議員。

○9番（渡辺三男君） これ質問ではないのですけれども、皆さんの質問の中で出たことなのですが、まず街灯の件、私も夜の森地区の人から随分言われて、街灯が少ない、少ないって。1か月くらい前に、家に帰るの遅くして、夜7時過ぎくらいかな、夜ノ森駅の辺、あの辺走ったのです。すばらしく街灯がいっぱいついていいます。今家がみんななくなったものですから、1か所から見るとすばらしく街灯ついているのです。意識を持って見たときない人、一回夜見てください。本当についています。いや、すばらしい地区だなと私思いました。そういうことなので、ぜひ見てください。

あと水の件出ましたよね、4番議員から。答弁と食い違っていたのかなと思うのだけれども、水位が最初、今低水位で保っているということで、1.3メートルと言っていましたね。これに満水だとあと50センチくらいまた上がるということ、そこは分かったのですけれども、あれ農業用水ですので、例えば受益者がみんな使うようになるとかなり堤体が下がると思うのです。そこまで考えてこの構想

を練っているのかどうか。堤体が下がってしまって底見えるような状況になってきたら、見晴らし台から見た感じも大分違ってきますので、そこまで計算に入れているのかどうか。それだけ先ほどの質疑応答の中で、あれっ、違うのかなと私は考えましたので、その辺お聞かせください。

○議長（堀本典明君） 都市計画係長。

○都市整備課主任兼都市計画係長（小松栄治君） こちらのため池の水位についてなのですが、現在こちらの図面、3ページの右下に写真載せておりますこちら、現況なのですが、こちらが低水位の写真となっております。なので、低水位でもこのくらいきれいなものとなっております。

内容は以上です。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 受益地が増えたときに水が減っていくのではないかとという質問でございました。こちらにつきましては、その調整というのは改良区で、入る側をもっと増やすとかということはできると思いますので、そういうふうに低くなってきてどうしようもないよなんていったときには、当然その分上げてもらうように私たちからも声かけはさせてもらいたいと思ってございます。

以上です。

○議長（堀本典明君） 皆さんご質問終わったということで、今回最後ということで、私からも2点ほど言わせてください。

さっき3番議員がおっしゃったように、ワイルドフラワーのところ、歩道をつけたほうがいいなって、さっきお考えになっているということでした。私もこの中歩けるようになったほうがいいのではないかという意見あったので、ぜひそういったところのご検討をお願いします。

あと野外ステージ、9番議員から、張り出さなくてもいいのではないかという話がありました。私もこれ張り出す必要あるのかなというところ思いましたが、課長がどうしてもここは見せ場だよというようなお話もあったので、どうしてもやるというときは、手すり1.1メートルってなっているではないですか。安全上の配慮、1.1メートルで本当にいいのか。あとできれば、透明な見える板みたいなところあったりするではないですか。ああいうので見晴らしがいいような、例えば何も使っていないときには子供たちが、魚もあんまりいないでしょうからあれでしょうけれども、そこに行って下見えるみたいなのが兼用であってもいいのかなと思ったので、その辺りご検討いただけるかどうか。

あと、ごめんなさい、客席の平均台とか馬跳びというのが考えられて、なかなかいいかなと思ったのですが、50席程度というのが若干引っかかって、もう少しあってもいいのか、これがどういった使い道で、今後足りなくなったら増設しますよなのか、その辺りのお考えも聞きたいです。

以上3点、お願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご質問ありがとうございます。

遊歩道につきましては、先ほども言ったように検討しているところでございますので、よろしくお願いいたします。

野外ステージにつきましては、1.1メートルの手すりについては、やはり言われたとおりそれでいいのかどうかということも含めて検討して、安全対策はしっかりとしていきたいと考えます。

先ほど、デッキステージとなるのですけれども、そのところ透明なような形なんていうのを一部とおっしゃっていました。私は考えていなかったのですけれども、そういったのも非常にいい案だと思いますので、できる限り採用してまいりたいと思います。

〔「平均台、もっと増やすのか」と言う人あり〕

○都市整備課長（大森研一君） 失礼しました。

客席の50席程度でございます。これ学校の体育館と同等程度ということで、まずはこのぐらいの規模で、やっぱりステージの中でできるような歌だったり、ちょっとした演劇、ショー、劇なんかができるようなぐらいというところで、そのぐらいかななんて思っていたところでした。それを増やしていく可能性はないのかということなのですが、もちろんこれは要望ございましたらどんどん何か考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

私、ステージの件、そこでもいいし、1.1メートルの手すりのところ、もう少し高くしてもらって、安全のために、そこも透明とかであってもいいのかなって、人が登れないような感じ、その辺も検討いただきたいと思います。

あと客席は、今後野外ステージの運用状況で、もう少しあったほうがいいよというようなときには増やしていただけるような、余裕を持たせてほしいなという意見でした。

その2点お願いします。

都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） ご意見ありがとうございます。

野外ステージのところ、安全対策として周囲のところに透明なパネルでもというところもありました。それも含めて検討させていただければと思います。

客席につきましても、先ほどと同じになってしまうのですけれども、やはり、ああ、いいな、いいなと増えていけば、それは最高にいいことでございます。増やさない理由はないと思いますので、そういったことはできるとお考えになっていただければと思います。

以上です。

○議長（堀本典明君） ありがとうございます。

3番議員、もう一個あるということなので、どうぞ。

○3番（平山 勉君） 確認だけなのですけれども、ステージ造るからには電源ここまで引けるということでもいいでしょうか。

○議長（堀本典明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（大森研一君） 電源につきましては、何とでもなるといいますか、今から実施設計の中でそういったことも考えていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（堀本典明君） そのほか。大丈夫ですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ということで、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、付議事件5、フラワーパーク構想計画の基本設計についてを終わります。

次に、その他に入ります。執行部から何かございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） 議員の皆様からは何かその他ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堀本典明君） ないということです。

以上をもちまして、富岡町議会全員協議会を閉会といたします。

閉 会 （午後 2時02分）